

第32条 船舶所有者は、雇入契約の締結に際し、国土交通省令の定めるところにより、船員に対して給料、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。雇入契約の変更に際しても同様とする。

2 前項の場合において、当該雇入契約に係る航海が海上運送法第26条第1項の規定による命令によるものであるときは、船舶所有者は船員に対してその旨を明示しなければならない。

(賠償予定の禁止)

第33条 船舶所有者は、雇入契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

(貯蓄金の管理等)

第34条 船舶所有者は、雇入契約に附随して、貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

2 船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金を管理しようとする場合においては、国土交通省令の定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

3 船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金の管理をする場合において、貯蓄金の管理が預金の受入れであるときは、利子をつけなければならない。この場合において、その利率が金融機関の受け入れる預金の利率を考慮して国土交通省令の定める利率を下るときは、その国土交通省令の定める利率による利子をつけることとしたものとみなす。

4 船員は、船舶所有者に管理を委託した貯蓄金については、いつでも、返還を請求することができる。

(相殺の制限)

第35条 船舶所有者は、船員に対する債権と給料の支払の債務とを相殺してはならない。但し、相殺の額が給料の額の3分の1を超えないとき及び船員の犯罪行為に因る損害賠償の請求権を以てするときは、この限りでない。

(労働条件の記載及び提示)

第36条 船長は、雇入契約が成立したときは、雇入契約により定められた労働条件を海員名簿に記載して、これを海員に示さなければならない。雇入契約の変更があつたときも同様とする。

(雇入契約の成立等の届出)

第37条 船長は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更（以下「雇入契約の成立等」という。）があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、遅滞なく、海員名簿を提示して、国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において船長が届け出ることができないときは、船舶所有者は、船長に代わって届け出なければならない。

第38条 国土交通大臣は、雇入契約の成立等の届出があつたときは、その雇入契約が航海の安全又は船員の労働関係に関する法令の規定に違反するようなこ

とがないかどうか及び当事者の合意が充分であったかどうかを確認するものとする。この場合において、国土交通大臣は、必要があると認めるときは、第101条第1項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

(沈没等に因る雇入契約の終了)

第39条 船舶が左の各号の一に該当する場合には、雇入契約は、終了する。

- 一 沈没又は滅失したとき。
- 二 全く運航に堪えなくなったとき。
- 2 船舶の存否が1箇月間分らないときは、船舶は、滅失したものと推定する。
- 3 第1項の規定により雇入契約が終了したときでも、船員は、人命、船舶又は積荷の応急救助のために必要な作業に従事しなければならない。
- 4 前項の規定により応急救助の作業に従事する場合には、第1項の規定にかかわらず、その作業が終了するまでは、雇入契約は、なお存続する。船員がその作業の終了後引き続き遺留品の保全、船員の送還その他必要な残務の処理に従事する場合において、その処理が終了するまでの間についても、同様とする。
- 5 前項後段の規定により雇入契約が存続する間においては、船舶所有者又は船員は、いつでも、当該雇入契約を解除することができる。

(雇入契約の解除)

第40条 船舶所有者は、左の各号の一に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。

- 一 船員が著しく職務に不適任であるとき。
- 二 船員が著しく職務を怠ったとき、又は職務に関し船員に重大な過失のあったとき。
- 三 海員が船長の指定する時までには船舶に乗り込まないとき。
- 四 海員が著しく船内の秩序をみだしたとき。
- 五 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。
- 六 前各号の場合を除いて、やむを得ない事由のあるとき。

第41条 船員は、左の各号の一に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。

- 一 船舶が雇入契約の成立の時における国籍を失ったとき。
- 二 雇入契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違するとき。
- 三 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。
- 四 船員が国土交通省令の定めるところにより教育を受けようとするとき。
- 2 船舶が外国の港からの航海を終了した場合において、その船舶に乗り組む船員が、24時間以上の期間を定めて書面で雇入契約の解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に、その者の雇入契約は、終了する。
- 3 海員は、船長の適当と認める自己の後任者を提供したときは、雇入契約を解除することができる。

第42条 期間の定めない雇入契約は、船舶所有者又は船員が24時間以上の期間を定めて書面で解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に終了する。

(船舶所有者の変更による雇入契約の終了)

第43条 相続その他の包括承継の場合を除いて、船舶所有者の変更があったときは、雇入契約は、終了する。

2 前項の場合には、雇入契約の終了の時から、船員と新所有者との間に従前と同一条件の雇入契約が存するものとみなす。この場合には、船員は、前条の規定に準じて雇入契約を解除することができる。

(雇入契約の延長)

第44条 雇入契約が終了した時に船舶が航行中の場合には、次の港に入港してその港における荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、雇入契約が終了した時に船舶が停泊中の場合には、その港における荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、その雇入契約は、存続するものとみなす。

2 船舶所有者は、雇入契約が適当な船員を補充することのできない港において終了する場合には、適当な船員を補充することのできる港に到着して荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、雇入契約を存続させることができる。但し、第41条第1項第1号乃至第3号の場合は、この限りでない。

(解雇制限)

第44条の2 船舶所有者は、船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間及びその後30日間並びに女子の船員が第87条第1項又は第2項の規定によって作業に従事しない期間及びその後30日間は、解雇してはならない。ただし、療養のため作業に従事しない期間が3年を超えた場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。

2 前項但書の天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、その事由について国土交通大臣の認定を受けなければならない。

(解雇の予告)

第44条の3 船舶所有者は、予備船員を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない船舶所有者は、1箇月分の給料の額と同額の予告手当を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は予備船員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1日について、国土交通省令の定めるところにより算定する給料の額と同額の予告手当を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 第1項但書の場合においては、その事由について国土交通大臣の認定を受けなければならない。

(失業手当)

第45条 船舶所有者は、第39条の規定により雇入契約が終了したときは、その翌日(行方不明となった船員については、その生存が知れた日)から2箇月(その行方不明について行方不明手当の支払を受くべき船員については、2箇

月から行方不明中の期間を控除した期間)の範囲内において、船員の失業期間中毎月1回その失業日数に応じ給料の額と同額の失業手当を支払わなければならない。

(雇止手当)

第46条 船舶所有者(第4号の場合には旧所有者)は、左の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、船員に1箇月分の給料の額と同額の雇止手当を支払わなければならない。

- 一 第40条第6号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。
- 二 第41条第1項第1号又は第2号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。
- 三 第42条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。
- 四 第43条第1項の規定により雇入契約が終了したとき。
- 五 船員が第83条の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたとき。

(送還)

第47条 船舶所有者は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なくその費用で、船員の希望により、雇入港又は雇入港までの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地(雇入れのため雇入港に招致した船員及び未成年者の船員にあっては、雇入港若しくは雇入契約の成立の時における船員の居住地又はこれらのいずれかまでの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地)まで船員を送還しなければならない。ただし、送還に代えてその費用を支払うことができる。

- 一 第39条の規定により雇入契約が終了したとき。
- 二 第40条第1号又は第6号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。
- 三 第40条第5号又は第41条第1項第3号の規定により船舶所有者又は船員が雇入契約を解除したとき。ただし、船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、この限りでない。
- 四 第41条第1項第1号又は第2号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。
- 五 第42条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。
- 六 第43条第2項の規定により船員が雇入契約を解除したとき。
- 七 雇入契約が期間の満了により船員の本国以外の地で終了したとき。
- 八 船員が第83条の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたとき。

(送還の費用)

第48条 船舶所有者の負担すべき船員の送還の費用は、送還中の運送賃、宿泊費及び食費並びに雇入契約の終了の時から遅滞なく出発する時までの宿泊費及び食費とする。

(送還手当)

第49条 船舶所有者は、船員の送還に要する日数に応じ給料の額と同額の送還手当を支払わなければならない。送還に代えてその費用を支払うときも同様とする。

2 前項の送還手当は、船舶所有者が送還するときは、毎月1回、送還に代えてその費用を支払うときは、その際これを支払わなければならない。

(船員手帳)

第50条 船員は、船員手帳を受有しなければならない。

2 船長は、海員の乗船中その船員手帳を保管しなければならない。

3 船員手帳の交付、訂正、書換及び返還に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(勤務成績証明書)

第51条 海員は、船長に対し勤務の成績に関する証明書の交付を請求することができる。

(給料その他の報酬の定め方)

第52条 船員の給料その他の報酬は、船員労働の特殊性に基き、且つ船員の経験、能力及び職務の内容に応じて、これを定めなければならない。

(給料その他の報酬の支払方法)

第53条 給料その他の報酬は、その全額を通貨で、第56条の規定による場合を除き直接船員に支払わなければならない。ただし、法令又は労働協約に別段の定めがある場合においては給料その他の報酬の一部を控除して支払い、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は給料その他の報酬で国土交通省令で定めるものについて確実な支払の方法で国土交通省令で定めるものによる場合においては通貨以外のもので支払うことができる。

2 国土交通省令の定める報酬を除いて、給料その他の報酬は、これを毎月1回以上一定の期日に支払わなければならない。

第54条 船舶所有者は、左の場合には、支払期日前でも遅滞なく、船員が職務に従事した日数に応じ、前条第2項に規定する給料その他の報酬を支払わなければならない。

一 船員が解雇され、又は退職したとき。

二 船員、その同居の親族又は船員の収入によって生計を維持する者が結婚、葬祭、出産、療養又は不慮の災害の復旧に要する費用に充てようとする場合において、船員から請求のあったとき。

第55条 船長は、海員の給料その他の報酬が船内において支払われるときは、直接海員にこれを手渡さなければならない。但し、やむを得ない事由のあるときは、他の職員に手渡させることができる。

第56条 船舶所有者は、船員から請求があったときは、船員に支払われるべき給料その他の報酬をその同居の親族又は船員の収入によって生計を維持する者に渡さなければならない。

(傷病中の給料請求権)

第57条 船員は、負傷又は疾病のため職務に従事しない期間についても、雇入

契約存続中給料及び国土交通省令の定める手当を請求することができる。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、この限りでない。

(歩合による報酬)

第58条 船員の報酬が歩合によって支払われる場合においては、その歩合による毎月の額が雇入契約に定める一定額に達しないときでも、その報酬の額は、その一定額を下ってはならない。

2 第35条及び前条の規定の適用については、前項に規定する一定額の報酬は、これを給料とみなす。

3 船員の報酬が歩合によって支払われるときは、第44条の3、第45条、第46条、第49条及び第78条の規定の適用については、雇入契約に定める額を以て1箇月分の給料の額とみなす。

4 前項の額は、第1項の一定額以下であってはならない。

(報酬支払簿)

第58条の2 船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、報酬支払簿を備え置いて、船員に対する給料その他の報酬の支払に関する事項を記載しなければならない。

(最低報酬)

第59条 給料その他の報酬の最低基準に関しては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）の定めるところによる。

(労働時間)

第60条 海員の1日当たりの労働時間は、8時間以内とする。

2 海員の1週間当たりの労働時間は、基準労働期間について平均40時間以内とする。

3 前項の基準労働期間とは、船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様に係る事項を勘案して国土交通省令で定める船舶の区分に応じて1年以下の範囲内において国土交通省令で定める期間（船舶所有者が就業規則その他これに準ずるものにより当該期間の範囲内においてこれと異なる期間を定めた場合又は労働協約により1年以下の範囲内においてこれらと異なる期間が定められた場合には、それぞれその定められた期間）をいう。

4 国土交通大臣は、前項の国土交通省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、交通政策審議会の議を経なければならない。

(休日)

第61条 船舶所有者が海員に与えるべき休日は、前条第2項の基準労働期間について1週間当たり平均1日以上とする。

(補償休日)

第62条 船舶所有者は、海員の労働時間（第66条（第88条の2の2第3項及び第88条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける時間を除く。）が1週間において40時間を超える場合又は海員に1週間において少なくとも1日の休日を与えることができない場合には、その超える時

間(当該1週間において少なくとも1日の休日を与えられない場合にあつては、その超える時間が8時間を超える時間。次項において「超過時間」という。)において作業に従事すること又はその休日を与えられないことに対する補償としての休日(以下「補償休日」という。)を、当該1週間に係る第60条第2項の基準労働期間以内にその者に与えなければならない。ただし、船舶が航海の途中にあるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由のあるときは、その事由の存する期間、補償休日を与えることを延期することができる。

2 前項の規定により与えるべき補償休日の日数は、超過時間の合計8時間当たり又は少なくとも1日の休日を与えられない1週間当たり1日を基準として、第60条第2項及び前条の規定を遵守するために必要な日数として国土交通省令で定めるところにより算定される日数とし、その付与の単位は、1日(国土交通省令で定める場合は、国土交通省令で定める1日未満の単位)とする。

3 第1項の規定により与えられた補償休日を含む1週間に係る同項の規定の適用については、当該補償休日はそれを与えられた海員が作業に従事した日であつて休日以外のものとみなし、その労働時間は8時間(当該補償休日が前項の国土交通省令の規定による1日未満の単位で与えられたものである場合には、国土交通省令で定める時間)とみなす。

4 前3項に定めるもののほか、補償休日の付与に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

第63条 船舶所有者は、前条第1項の規定により補償休日を与えるべき船員が当該補償休日を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与えるべき補償休日の日数に応じ、国土交通省令で定める補償休日手当を支払わなければならない。

(時間外、補償休日及び休息時間の労働)

第64条 船長は、船舶の航海の安全を確保するため臨時の必要があるときは、第60条第1項の規定若しくは第72条の2の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させ、又は第62条第1項若しくは第65条の3の規定にかかわらず、補償休日若しくは休息時間において海員を作業に従事させることができる。

2 船長は、前項に規定する場合のほか、船舶が狭い水路を通過するときにおいて航海当直の員数を増加する場合その他の国土交通省令で定める特別の必要がある場合においては、国土交通省令で定める時間を限度として、第60条第1項の規定又は第72条の2の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させることができる。

第64条の2 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、その協定で定めるところにより、第60条第1項の規定又は第72条の2の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させることができる。

- 2 国土交通大臣は、労働時間の延長を適正なものとするため、前項の協定で定める労働時間の延長の限度その他の必要な事項について、船員の福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して基準を定めることができる。
- 3 第1項の協定をする船舶所有者及び労働組合又は船員の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長を定めるに当たり、当該協定の内容が前項の基準に適合したものとなるようにしなければならない。
- 4 国土交通大臣は、第2項の基準に関し、第1項の協定をする船舶所有者及び労働組合又は船員の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

第65条 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、第62条第1項の規定にかかわらず、その協定で定めるところにより、かつ、国土交通省令で定める補償休日の日数を限度として、補償休日において海員を作業に従事させることができる。

(労働時間の限度)

- 第65条の2 第64条第2項又は第64条の2第1項の規定により第60条第1項の規定又は第72条の2の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させる場合であっても、海員の1日当たりの労働時間及び1週間当たりの労働時間は、第60条第1項の規定及び第72条の2の国土交通省令の規定による労働時間を含め、それぞれ14時間及び72時間を限度とする。
- 2 船舶所有者は、海員を前項に規定する労働時間の限度を超えて作業に従事させてはならない。
 - 3 第64条第1項の規定により海員が作業に従事した労働時間は、第1項に規定する労働時間には算入しないものとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、海底の掘削に従事する船舶その他のその航海の態様が特殊であるため海員がこれらの規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶として国土交通省令で定めるものについては、適用しない。

(休息时间)

- 第65条の3 船舶所有者は、休息時間を1日について3回以上に分割して海員に与えてはならない。
- 2 船舶所有者は、前項に規定する休息時間を1日について2回に分割して海員に与える場合において、休息時間のうち、いずれか長い方の休息時間を6時間以上としなければならない。

(割増手当)

第66条 船舶所有者は、第64条から第65条までの規定により、海員が、第60条第1項の規定若しくは第72条の2の国土交通省令の規定による労働時

間の制限を超えて又は補償休日において作業に従事したときは、国土交通省令で定める割増手当を支払わなければならない。

(通常配置表)

第66条の2 船長は、第12条から第14条までに規定する場合その他非常の場合以外の通常の場合における海員の船内作業の時間帯及び作業内容に関し、国土交通省令で定めるところにより、通常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示しておかななければならない。

(記録簿の備置き等)

第67条 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船内に帳簿を備え置いて、労働時間、補償休日、休息时间及び第66条の割増手当に関する事項を記載しなければならない。

2 船長は、国土交通省令で定めるところにより、海員に対し、前項の帳簿の写しを交付しなければならない。

3 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、休日付与簿を備え置いて、船員に対する休日の付与に関する事項を記載しなければならない。

(例外規定)

第68条 第60条から前条までの規定及び第72条の2の国土交通省令の規定は、海員が船長の命令により、次の作業に従事する場合には、これを適用しない。

- 一 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業
- 二 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業
- 三 航海当直の通常の交代のために必要な作業

(定員)

第69条 船舶所有者は、国土交通省令の定める場合を除いて、第60条第1項の規定又は第72条の2の国土交通省令の規定を遵守するために必要な海員の定員を定めて、その員数の海員を乗り組ませなければならない。

2 船舶所有者は、航海中海員に欠員を生じたときは、遅滞なくその欠員を補充しなければならない。

第70条 船舶所有者は、前条の規定によるほか、航海当直その他の船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り組ませなければならない。

(適用範囲等)

第71条 第60条から第69条までの規定は、次の船舶については、これを適用しない。

- 一 帆船
- 二 漁船
- 三 海員が断続的作業に従事する船舶で船舶所有者が国土交通大臣の許可を受けたもの

2 前項各号の船舶に係る前条の規定の適用については、同条中「前条の規定に

よるほか、航海当直」とあるのは、「航海当直」とする。

第72条 第60条から第69条までの規定は、次の者には、これを適用しない。

- 一 甲板部、機関部又は無線部の最上位にある職員で航海当直をしない者その他これらに準ずる者で国土交通省令で定めるもの
- 二 医師及び専ら看護に従事する者

(特例)

第72条の2 定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁である船舶その他のその航海の態様が特殊であるため海員が第60条第1項の規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶で国土交通大臣の指定するものに関しては、当該船舶の航海の態様及び当該海員の職務に応じ、国土交通省令で定める一定の期間を平均した1日当たりの労働時間が8時間を超えず、かつ、1日当たりの労働時間が14時間を超えない範囲内において、海員の1日当たりの労働時間について国土交通省令で別段の定めをすることができる。

第73条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、交通政策審議会の決議により、第60条から第69条までの規定の適用を受けない船員の労働時間、休日及び定員に関し必要な国土交通省令を発することができる。

(有給休暇の付与)

第74条 船舶所有者は、船員が同一の事業に属する船舶において初めて6箇月間連続して勤務（船舶のぎ装又は修繕中の勤務を含む。以下同じ。）に従事したときは、その6箇月の経過後1年以内にその船員に次条第1項又は第2項の規定による日数の有給休暇を与えなければならない。ただし、船舶が航海の途中にあるとき、又は船舶の工事のため特に必要がある場合において国土交通大臣の許可を受けたときは、当該航海又は工事に必要な期間（工事の場合にあっては、3箇月以内に限る。）、有給休暇を与えることを延期することができる。

2 船舶所有者は、船員が前項の規定により与えられた有給休暇に係る連続した勤務の後に当該同一の事業に属する船舶において1年間連続して勤務に従事したときは、その1年の経過後1年以内にその船員に次条第3項又は第4項の規定による日数の有給休暇を与えなければならない。

3 第1項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

4 船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業又は同条第2号に規定する介護休業（同法第61条第3項（同条第6項及び第7項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。）をした期間及び女子の船員が第87条第1項又は第2項の規定によって勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみなす。

5 船舶における勤務が中断した場合において、その中断の事由が船員の故意又

は過失によるものでなく、かつ、その中断の期間の合計が1年当たり6週間を超えないときは、その中断の期間は、船員が当該期間の前後の勤務と連続して勤務に従事した期間とみなす。

(有給休暇の日数)

第75条 前条第1項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務6箇月について15日とし、連続した勤務3箇月を増すごとに5日を加える。ただし、同項ただし書の規定により有給休暇の付与を延期したときは、その延期した期間1箇月を増すごとに2日を加える。

2 沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶で国内各港間のみを航海するものに乗組む船員に前条第1項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、連続した勤務6箇月について10日とし、連続した勤務3箇月を増すごとに3日(同項ただし書に規定する期間については、1箇月を増すごとに1日)を加える。

3 前条第2項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務1年について25日とし、連続した勤務3箇月を増すごとに5日を加える。ただし、同条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定により有給休暇の付与を延期したときは、その延期した期間1箇月を増すごとに2日を加える。

4 第2項に規定する船員に前条第2項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、連続した勤務1年について15日とし、連続した勤務3箇月を増すごとに3日(同項ただし書に規定する期間については、1箇月を増すごとに1日)を加える。

第76条 船舶所有者が船員に週休日、祝祭日の休日、慣習による休日又はこれらに代わるべき休日を与えているときは、その休日の日数は、これを前条の有給休暇の日数に算入しないものとする。負傷又は疾病に因り勤務に従事しない日数も同様とする。

(有給休暇の与え方)

第77条 有給休暇を与うべき時期及び場所については、船舶所有者と船員との協議による。

2 有給休暇は、労働協約の定めるところにより、期間を分けて、これを与えることができる。

(有給休暇中の報酬)

第78条 船舶所有者は、有給休暇中船員に給料並びに国土交通省令の定める手当及び食費を支払わなければならない。

2 船舶所有者は、有給休暇を請求することができる船員が有給休暇を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与うべき有給休暇の日数に応じ前項の給料、手当及び食費を支払わなければならない。

(適用範囲等)

第79条 この章の規定は、左の船舶については、これを適用しない。

一 漁船

二 船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶

第79条の2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、交通政策審議会の決議により、漁船に乗り組む船員の有給休暇に関し必要な国土交通省令を発することができる。

第8章 食料並びに安全及び衛生

(食料の支給)

第80条 船舶所有者は、船員の乗船中国土交通省令の定めるところにより、これに食料を支給しなければならない。

2 遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総トン数700トン以上のもの又は国土交通省令の定める漁船に乗り組む船員に支給する食料は、国土交通大臣の定める食料表によらなければならない。

(安全及び衛生)

第81条 船舶所有者は、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。

2 船舶所有者は、国土交通省令の定める危険な船内作業については、国土交通省令の定める経験又は技能を有しない船員に従事させてはならない。

3 船舶所有者は、次に掲げる船員を作業に従事させてはならない。

一 伝染病にかかった船員

二 心身の障害により作業を適正に行うことができない船員として国土交通省令で定めるもの

三 前2号に掲げるもののほか、労働に従事することによって病勢の増悪するおそれのある疾病として国土交通省令で定めるものにかかった船員

4 船員は、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。

(医師)

第82条 船舶所有者は、左の船舶には、医師を乗り組ませなければならない。

但し、国内各港間を航海するとき、国土交通省令の定める区域のみを航海するとき、又は国土交通省令の定める短期間の航海を行なう場合若しくはやむを得ない事由がある場合において国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

一 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数3000トン以上の船舶で最大乗組員100人以上のもの

二 前号に掲げる船舶以外の遠洋区域を航行区域とする国土交通省令の定める船舶で国土交通大臣の指定する航路に就航するもの

三 国土交通省令の定める母船式漁業に従事する漁船

(衛生管理者)

第82条の2 船舶所有者は、左の船舶（前条各号に掲げるものを除く。）については、乗組員の中から衛生管理者を選任しなければならない。但し、国内各港間を航海する場合又は国土交通省令の定める区域のみを航海する場合は、こ

の限りでない。

- 一 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数3000トン以上の船舶
 - 二 国土交通省令の定める漁船
- 2 衛生管理者は、衛生管理者適任証書を受有する者でなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合において、国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。
- 3 国土交通大臣は、左に掲げる者に衛生管理者適任証書を交付する。
- 一 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣の行なう試験に合格した者
 - 二 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者
- 4 衛生管理者は、国土交通省令の定めるところにより、船内の衛生管理に必要な業務に従事しなければならない。その業務については、衛生管理者は、必要に応じ、医師の指導を受けるように努めなければならない。
- 5 前各項に定めるものの外、衛生管理者及び衛生管理者適任証書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(健康証明書)

第83条 船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。

- 2 健康証明書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

第9章 年少船員

(未成年者の行為能力)

第84条 未成年者が船員となるには、法定代理人の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者は、雇入契約に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

(年少船員の就業制限)

第85条 船舶所有者は、年齢15年未満の者を船員として使用してはならない。但し、同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、この限りでない。

- 2 船舶所有者は、年齢18年未満の船員を第81条第2項の国土交通省令の定める危険な船内作業又は国土交通省令の定める当該船員の安全及び衛生上有害な作業に従事させてはならない。
- 3 船舶所有者は、年齢18年未満の者を船員として使用しようとするときは、その者の船員手帳に国土交通大臣の認証を受けなければならない。
- 4 前項の認証に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(年少船員の夜間労働の禁止)

第86条 船舶所有者は、年齢18年未満の船員を午後8時から翌日の午前5時までの間において作業に従事させてはならない。ただし、国土交通省令の定める場合において午前0時から午前5時までの間を含む連続した9時間の休息を

- させるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、第68条第1号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。
 - 3 第1項の規定は、漁船及び船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

第9章の2 女子船員

(妊産婦の就業制限)

第87条 船舶所有者は、妊娠中の女子を船内で使用してはならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 国土交通省令で定める範囲の航海に関し、妊娠中の女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたとき。
 - 二 女子の船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合において、その者が当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事するとき。
- 2 船舶所有者は、出産後8週間を経過しない女子を船内で使用してはならない。ただし、出産後6週間を経過した女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。
 - 3 船舶所有者は、第1項ただし書の規定に基づき、妊娠中の女子を船内で作業に従事させる場合において、その女子の申出があったときは、その者を軽易な作業に従事させなければならない。

第88条 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、妊娠中又は出産後1年以内の女子（以下「妊産婦」という。）の船員を国土交通省令で定める母性保護上有害な作業に従事させてはならない。

(妊産婦の労働時間及び休日の特例)

第88条の2 第6章（第60条第2項及び第3項、第62条並びに第63条の規定を除く。）の規定は、妊産婦の海員の労働時間及び休日については、これを適用しない。

第88条の2の2 妊産婦の船員の1日当たりの労働時間は、8時間以内とする。

- 2 船舶所有者は、妊産婦の船員を前項に規定する労働時間を超えて作業に従事させてはならない。ただし、出産後8週間を経過した妊産婦の船員がその労働時間を超えて作業に従事することを申し出た場合（妊産婦の海員にあっては、第64条に規定する場合に限る。）において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。
- 3 第65条の2第1項から第3項まで、第65条の3、第66条並びに第67条第1項及び第2項の規定は、前項ただし書の規定により妊産婦の海員（第72条各号に掲げる者を除く。）が労働時間の制限を超えて作業に従事した場合について準用する。この場合において、第65条の2第1項中「第60条第1項の規定又は第72条の2の国土交通省令の規定」とあるのは「第88条の

2の2第1項の規定」と、「第60条第1項の規定及び第72条の2の国土交通省令の規定」とあるのは「同項の規定」と、第88条の2の2第2項中「前項」とあるのは「第88条の2の2第3項において準用する前項」と、同条第3項中「第1項に」とあるのは「第88条の2の2第3項において準用する第1項に」と、第65条の3第2項中「前項」とあるのは「第88条の2の2第3項において準用する前項」と、第66条中「第60条第1項の規定若しくは第72条の2の国土交通省令の規定」とあるのは「第88条の2の2第1項の規定」と、第67条第1項中「補償休日、休息时间及び第66条の割増手当」とあるのは「休息时间及び第88条の2の2第3項において準用する第66条の割増手当」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第88条の2の2第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第88条の3 船舶所有者は、妊産婦の船員に1週間について少なくとも1日の休日（第62条第1項の規定により与えられる補償休日を除く。）を与えなければならない。

2 妊産婦の海員に係る第62条の規定の適用については、同条第1項中「1週間において40時間を超える場合又は海員に1週間において少なくとも1日の休日を与えることができない場合」とあるのは「1週間において40時間を超える場合」と、「作業に従事すること又はその休日を与えられないこと」とあるのは「作業に従事すること」と、同条第2項中「超過時間の合計8時間当たり又は少なくとも1日の休日を与えられない1週間当たり1日を基準として、第60条第2項及び前条」とあるのは「超過時間の合計8時間当たり1日を基準として、第60条第2項」とする。

3 船舶所有者は、出産後8週間を経過した妊産婦の船員が休日において作業に従事することを申し出た場合（妊産婦の海員にあつては、第64条第1項又は第65条に規定する場合に限る。）において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、第1項及び前項の規定により読み替えて適用する第62条第1項の規定にかかわらず、当該妊産婦の船員を休日において作業に従事させることができる。

4 第66条の規定は前項の規定により妊産婦の海員（第72条各号に掲げる者を除く。）が休日において作業に従事した場合について、第67条の規定は妊産婦の船員が乗り組む船舶の船長及び船舶所有者について準用する。この場合において、同条第1項中「第66条の割増手当」とあるのは「第88条の3第4項において準用する第66条の割増手当」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第88条の3第4項において準用する前項」と読み替えるものとする。
(妊産婦の夜間労働の制限)

第88条の4 船舶所有者は、妊産婦の船員を午後8時から翌日の午前5時までの間において作業に従事させてはならない。ただし、国土交通省令で定める場合において、これと異なる時刻の間において午前0時前後にわたり連続して9時間休息させるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、出産後8週間を経過した妊産婦の船員が同項本文の時刻の間

において作業に従事すること又は同項ただし書の規定による休息時間を短縮することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めるときは、これを適用しない。

(例外規定)

第88条の5 第60条第2項及び第3項、第62条、第63条並びに前3条の規定は、船舶所有者が妊産婦の船員を第68条第1号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

(妊産婦以外の女子船員の就業制限)

第88条の6 船舶所有者は、妊産婦以外の女子の船員を第88条に規定する作業のうち国土交通省令で定める女子の妊娠又は出産に係る機能に有害なものに従事させてはならない。

(生理日における就業制限)

第88条の7 船舶所有者は、生理日における就業が著しく困難な女子の船員の請求があったときは、その者を生理日において作業に従事させてはならない。

(適用範囲)

第88条の8 この章の規定は、船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

第10章 災害補償

(療養補償)

第89条 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病がなおるまで、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。

2 船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、3箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、この限りでない。

第90条 前条の療養は、次の各号のものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 治療に必要な自宅以外の場所への収容。(食料の支給を含む。)
- 七 移送

(傷病手当及び予後手当)

第91条 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、4箇月の範囲内においてその負傷又は疾病がなおるまで毎月1回、国土交通省令の定める報酬(以下標準報酬という。)の月額に相当する額の傷病手当を支払い、その4箇月が経過してもその負傷又は疾病がなおらないときは、そのなお

るまで毎月1回、標準報酬の月額額の100分の60に相当する額の傷病手当を支払わなければならない。

2 船舶所有者は、前項の負傷又は疾病がなおった後遅滞なく、標準報酬の月額額の100分の60に相当する額の予後手当を支払わなければならない。

3 前2項の規定は、負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、これを適用しない。

(障害手当)

第92条 船員の職務上の負傷又は疾病がなおった場合において、なおその船員の身体に障害が存するときは、船舶所有者は、なおった後遅滞なく、標準報酬の月額に障害の程度に応じ別表に定める月数に乗じて得た額の障害手当を支払わなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、この限りでない。

(行方不明手当)

第92条の2 船舶所有者は、船員が職務上行方不明となったときは、3箇月の範囲内において、行方不明期間中毎月1回、国土交通省令の定める被扶養者に標準報酬の月額に相当する額の行方不明手当を支払わなければならない。但し、行方不明の期間が1箇月に満たない場合は、この限りでない。

(遺族手当)

第93条 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族に標準報酬の月額額の36箇月分に相当する額の遺族手当を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

(葬祭料)

第94条 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族で葬祭を行う者に標準報酬の月額額の2箇月分に相当する額の葬祭料を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

(他の給付との関係)

第95条 第89条乃至前条の規定により療養又は費用、手当若しくは葬祭料の支払(以下災害補償と総称する。)を受くべき者が、その災害補償を受くべき事由と同一の事由に因り船員保険法による保険給付又は国土交通省令で指定する法令に基いて災害補償に相当する給付を受くべきときは、船舶所有者は、災害補償の責を免れる。

(審査及び仲裁)

第96条 職務上の負傷、疾病、行方不明又は死亡の認定、療養の方法、災害補償の金額の決定その他災害補償の実施に関して異議のある者は、国土交通大臣に対して審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。

2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。

3 国土交通大臣は、審査又は事件の仲裁に際し船長その他の関係人の意見を聴

かなければならない。

- 4 国土交通大臣は、審査又は事件の仲裁のため必要があると認めるときは、医師に診断又は検案をさせることができる。
- 5 第1項の規定による審査又は事件の仲裁の申立て及び第2項の規定による審査又は事件の仲裁の開始は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第11章 就業規則

(就業規則の作成及び届出)

第97条 常時10人以上の船員を使用する船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、次の事項について就業規則を作成し、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 一 給料その他の報酬
- 二 労働時間
- 三 休日及び休暇
- 四 定員

2 前項の船舶所有者は、次の事項について就業規則を作成したときは、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 一 食料並びに安全及び衛生
- 二 被服及び日用品
- 三 陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設
- 四 災害補償
- 五 失業手当、雇止手当及び退職手当
- 六 送還
- 七 教育
- 八 賞罰
- 九 その他の労働条件

3 船舶所有者を構成員とする団体で法人たるものは、その構成員たる第1項の船舶所有者について適用される就業規則を作成して、これを届け出ることができる。その変更についても同様とする。

4 前項の規定による届出があつたときは、同項に規定する船舶所有者は、当該就業規則の作成及びその作成又は変更の届出をしなくてもよい。

5 第1項乃至第3項の規定による届出には、第98条の規定により聴いた意見を記載した書面を添附しなければならない。

(就業規則の作成の手續)

第98条 船舶所有者又は前条第3項に規定する団体は、就業規則を作成し、又は変更するには、その就業規則の適用される船舶所有者の使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは、船員の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

(就業規則の監督)

第99条 国土交通大臣は、法令又は労働協約に違反する就業規則の変更を命ずることができる。

- 2 国土交通大臣は、就業規則が不当であると認めるときは、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会（以下「交通政策審議会等」という。）の議を経て、その変更を命ずることができる。

(就業規則の効力)

第100条 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、就業規則で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。

第12章 監督

(監督命令等)

第101条 国土交通大臣は、この法律、労働基準法（船員の労働関係について適用される部分に限る。以下同じ。）又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、船舶所有者又は船員がその命令に従わない場合において、船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、その船舶の入港すべき港を指定することができる。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による処分に係る船舶について、第1項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちにその処分を取り消さなければならない。

第102条 国土交通大臣は、船舶所有者及び船員の間が生じた労働関係に関する紛争（労働関係調整法第6条の労働争議及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第4条第1項の個別労働関係紛争であつて同法第21条第1項の規定により読み替えられた同法第5条第1項の規定により地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が指名するあつせん員があつせんを委任されたものを除く。）の解決について、あつせんすることができる。

(外国における国土交通大臣の事務)

第103条 この法律によって国土交通大臣の行うべき事務は、外国にあつては、国土交通省令の定めるところにより、日本の領事官がこれを行う。

- 2 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に定めるもののほか、領事官の行なう前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。

(市町村が処理する事務)

第104条 この法律に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政

令で定めるところにより、政令の定める基準により国土交通大臣の指定する市町村長が行うこととすることができる。

- 2 市町村長のした前項の事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であるものに限る。）に係る処分についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。
- 3 市町村長の行う第1項の事務（地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であるものに限る。）に係る処分の不作為についての審査請求は、都道府県知事又は国土交通大臣のいずれかに対してするものとする。

（船員労務官）

第105条 国土交通大臣は、所部の職員の中から船員労務官を命じ、この法律及び労働基準法の施行に関する事項を掌らせる。

第106条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令の遵守に関し注意を喚起し、又は勧告をすることができる。

第107条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者、船員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることができる。

2 船員労務官は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に質問をすることができる。

3 前2項の場合には、船員労務官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 船員労務官の服制は、国土交通省令でこれを定める。

第108条 船員労務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。

第108条の2 船員労務官は、第101条第2項に規定する場合において、船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

第109条 船員労務官は、職務上知り得た秘密を漏してはならない。船員労務官を退職した後においても同様とする。

（交通政策審議会等の権限）

第110条 交通政策審議会等は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

2 交通政策審議会等は、船員の労働条件に関して、関係行政官庁に建議することができる。

（報告事項）

第111条 船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、左の事項について、国土交通大臣に報告をしなければならない。

- 一 使用船員の数
- 二 給料その他の報酬の支払状況
- 三 災害補償の実施状況
- 四 その他国土交通省令の定める事項

(船員の申告)

第112条 この法律、労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実があるときは、船員は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長又は船員労務官にその事実を申告することができる。

2 船舶所有者は、前項の申告をしたことを理由として、船員を解雇しその他船員に対して不利益な取扱を与えてはならない。

第13章 雑則

(就業規則等の公示)

第113条 船舶所有者は、この法律、労働基準法、この法律に基づいて発する命令、労働協約、就業規則並びに第34条第2項、第64条の2第1項及び第65条の協定を記載した書類を船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならない。

(報酬、補償及び手当の調整)

第114条 船舶所有者は、給料その他の報酬、失業手当、送還手当、傷病手当又は行方不明手当のうち、その2以上をともに支払うべき期間については、いずれか1の多額のを支払うを以て足りる。

2 船舶所有者は、給料その他の報酬を支払うべき場合において雇止手当又は予後手当を支払うべきときは、給料その他の報酬を支払うべき限度において、雇止手当又は予後手当の支払の義務を免れる。

(譲渡又は差押の禁止)

第115条 失業手当、雇止手当、送還の費用、送還手当又は災害補償を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。給料その他の報酬及び前条に規定する手当をともに支払うべき期間についての給料その他の報酬を受ける権利（これらの手当の額に相当する部分に関するものに限る。）についても同様とする。

(付加金の支払)

第116条 船舶所有者は、第44条の3から第47条まで、第49条、第63条、第66条（第88条の2の2第3項及び第88条の3第4項において準用する場合を含む。）又は第78条の規定に違反したときは、これらの規定により船舶所有者が支払うべき金額（第47条の場合には送還の費用）についての次項の規定による請求の時における未払金額に相当する額の付加金を船員に支払わなければならない。

2 船員は、裁判所に対する訴えによってのみ前項の付加金の支払を請求することができる。ただし、その訴えは、同項に規定する違反のあった時から2年以

内にこれをしなければならない。

(時効の特則)

第117条 船員の船舶所有者に対する債権は、2年間（退職手当の債権にあっては、5年間）これを行わないときは、時効によって消滅する。船舶所有者に対する行方不明手当、遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。

(航海当直部員)

第117条の2 船舶所有者は、国土交通省令の定める船舶に航海当直をすべき職務を有する部員（第5項において「航海当直部員」という。）として部員を乗り組ませようとする場合には、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令の定めるところにより乗り組ませなければならない。

2 国土交通大臣は、国土交通省令の定めるところにより航海当直をするために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

3 国土交通大臣は、次項の規定により証印を抹消され、その日から1年を経過しない者に対しては、前項の証印をしないことができる。

4 国土交通大臣は、第2項の規定により証印を受けている者が、その職務に関してこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その者に対し船員手帳の提出を命じ、その証印を抹消することができる。

5 前各項に定めるもののほか、航海当直部員及び第2項の規定による証印に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(危険物等取扱責任者)

第117条の3 船舶所有者は、国土交通省令の定めるタンカー（国土交通大臣の定める危険物又は有害物であるばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶をいう。）には、危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理すべき職務を有する者（第3項において「危険物等取扱責任者」という。）として、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令の定めるところにより乗り組ませなければならない。

2 国土交通大臣は、国土交通省令の定めるところにより危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

3 前条第3項から第5項までの規定は、危険物等取扱責任者及び前項に規定する証印について準用する。

(救命艇手)

第118条 船舶所有者は、国土交通省令の定める船舶については、乗組員の中から国土交通省令の定める員数の救命艇手を選任しなければならない。

2 救命艇手は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならない。

3 国土交通大臣は、左に掲げる者に救命艇手適任証書を交付する。

一 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣の行なう試験に合格した者

二 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣が前号に掲げる者と同等

以上の能力を有すると認定した者

- 4 国土交通大臣は、次項の規定により救命艇手適任証書の返納を命ぜられ、その日から1年を経過しない者に対しては、救命艇手適任証書の交付を行わないことができる。
- 5 国土交通大臣は、救命艇手が、その職務に関してこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その救命艇手適任証書の返納を命ずることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、救命艇手及び救命艇手適任証書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(旅客船の乗組員)

第118条の2 船舶所有者は、国土交通省令の定める旅客船には、国土交通省令の定めるところにより旅客の避難に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませてはならない。

(高速船の乗組員)

第118条の3 船舶所有者は、国土交通省令の定める高速船(最大速力が国土交通大臣の定める速力以上の船舶をいう。)には、国土交通省令の定めるところにより船舶の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませてはならない。

(戸籍証明)

第119条 船員、船員になろうとする者、船舶所有者又は船長は、船員又は船員になろうとする者の戸籍について、戸籍事務を管掌する者又はその代理者に対し無償で証明を請求することができる。

(経過措置)

第119条の2 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(年金制度、健康保険制度、雇用保険制度その他の社会保障制度及びこれらに関する政府の特別会計、労働関係調整制度その他の労働関係制度並びに罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(国及び公共団体に対する適用)

第120条 この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令は、国、都道府県、市町村その他これに準ずるものについても適用があるものとする。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部の適用除外)

第120条の2 船舶職員及び小型船舶操縦者法第3章第5節の規定は、船長については、適用しない。

(外国船舶の監督)

第120条の3 国土交通大臣は、その職員に、日本船舶以外の船舶(第1条第1項の国土交通省令の定める船舶及び同条第2項各号に定める船舶を除く。)で国土交通省令の定めるものが国内の港にある間、その船舶に立ち入り、その船舶の乗組員が次に定める要件を満たしているかどうかについて検査を行わせることができる。

- 一 その船舶が国籍を有する国が定める船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な海員の定員に従った員数の海員が乗り組んでいること。
 - 二 1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に定める航海当直の基準に従った航海当直を実施していること。
 - 三 操舵設備又は消防設備の操作その他の航海の安全の確保に関し国土交通省令の定める事項を適切に実施するために必要な知識及び能力を有していること。
- 2 国土交通大臣は、前項の検査を行う場合において必要があると認めるときは、その必要と認める限度において、その船舶の帳簿書類その他の物件を検査し、その船舶の乗組員に質問し、又はその船舶の乗組員が同項第3号に定める知識及び能力を有するかどうかについて審査を行うことができる。
 - 3 国土交通大臣は、第1項の規定による検査の結果、その船舶の乗組員が同項各号の一に定める要件を満たしていないと認めるときは、その船舶の船長に対し、その要件を満たすための措置をとるべきことを文書により通告するものとする。
 - 4 国土交通大臣は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、なお第1項各号の一に定める要件を満たすための措置がとられていない場合において、その船舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び態様を考慮して、航海を継続することが人の生命、身体若しくは財産に危険を生ぜしめ、又は海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。
 - 5 国土交通大臣があらかじめ指定するその職員は、前項に規定する場合において、人の生命、身体若しくは財産に対する危険を防止し、又は海洋環境の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。
 - 6 第101条第3項の規定は第4項の場合について、第107条第3項及び第4項の規定は第1項の場合について準用する。この場合において、第101条第3項中「前項」とあるのは「第120条の3第4項」と、「第1項に規定する事実がなくなった」とあるのは「同条第1項各号に定める要件を満たすための措置がとられた」と、第107条第3項中「前2項」とあるのは「第120条の3第1項」と、「船員労務官」とあるのは「同条第1項の規定により立入検査をする職員」と、同条第4項中「第1項又は第2項」とあるのは「第120条の3第1項」と読み替えるものとする。

(命令の制定)

第121条 この法律に基いて発する命令は、その草案について公聴会を開いて、船員及び船舶所有者のそれぞれを代表する者並びに公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定するものとする。

(手数料の納付)

第121条の2 船員手帳の交付、訂正若しくは書換え若しくは衛生管理者適任

証書若しくは救命艇手適任証書の再交付の申請をし、又は衛生管理者若しくは救命艇手の試験を受け、若しくはこれらの資格の認定を申請しようとする者(第104条第1項の規定により市町村長が行う事務に係る申請をする者を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(事務の区分)

第121条の3 第104条第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第121条の4 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令の定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、国土交通省令の定めるところにより、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任することができる。

第14章 罰則

第122条 船長がその職権を濫用して、船内にある者に対し義務のない事を行わせ、又は行うべき権利を妨害したときは、2年以下の懲役に処する。

第123条 船長が第12条の規定に違反したときは、5年以下の懲役に処する。

第124条 船長が第13条の規定に違反して人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなかったときは、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第125条 船長が次の各号の一に該当する場合には、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第14条の規定に違反したとき。

二 船舶を遺棄したとき。

三 外国において海員を遺棄したとき。

第136条 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、30万円以下の罰金に処する。

一 第8条、第10条、第11条、第14条の3第1項、第16条、第17条、第36条、第50条第2項、第55条、第66条の2又は第67条第2項(第88条の2の2第3項及び第88条の3第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第9条の規定に違反して予定の航路を変更したとき。

三 第13条の規定に違反して告げなかったとき。

四 第15条の規定に基づいて発する国土交通省令に違反して水葬に付したとき。

五 第18条の規定による書類を備え置かず、又は同条第1項第2号から第4号までの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

六 第19条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第67条第1項(第88条の2の2第3項及び第88条の3第4項におい

て準用する場合を含む。)の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

第127条 海員が上長に対し暴行又は脅迫をしたときは、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第128条 海員が左の各号の一に該当する場合には、1年以下の懲役に処する。

一 削除

二 第12条乃至第14条に規定する場合において、船長が人命、船舶、航空機又は積荷の救助に必要な手段をとるのに当り、上長の命令に服従しなかったとき。

三 第39条第3項に規定する場合において、人命、船舶又は積荷の応急救助のために必要な作業に従事しなかったとき。

四 外国において脱船したとき。

第128条の2 船員が第81条第4項の規定に違反したときは、30万円以下の罰金に処する。

第129条 船舶所有者が第85条第1項若しくは第2項、第88条又は第88条の6の規定に違反したときは、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第130条 船舶所有者が第33条、第34条第1項、第35条、第44条の2第1項若しくは第2項、第44条の3第1項若しくは第3項、第45条から第47条まで、第49条、第62条、第63条、第65条の2第2項(第88条の2の2第3項において準用する場合を含む。)、第66条(第88条の2の2第3項及び第88条の3第4項において準用する場合を含む。)、第69条、第74条、第78条、第80条、第81条第1項から第3項まで、第82条、第86条第1項、第87条第1項若しくは第2項、第88条の2の2第2項、第88条の3第1項、第88条の4第1項、第89条、第91条から第94条まで、第112条第2項、第117条の2第1項、第117条の3第1項、第118条第1項、第118条の2若しくは第118条の3の規定に違反し、又は第73条の規定に基づいて発する国土交通省令に違反したときは、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第131条 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、30万円以下の罰金に処する。

一 第32条、第34条第2項、第53条、第54条、第56条、第58条第1項、第82条の2第1項、第83条第1項、第85条第3項、第88条の7又は第113条の規定に違反したとき。

二 第34条第4項の規定による船員の請求にかかわらず、貯蓄金を返還しなかったとき。

三 第58条の2又は第67条第3項(第88条の3第4項において準用する場合を含む。)の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第111条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第132条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第101条第2項の規定による処分に違反した者
- 二 第120条の3第4項の規定による処分に違反した者

第133条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第37条の規定に違反して雇入契約の成立等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 削除
- 三 自己の船員手帳を棄損した者
- 四 第50条第3項の規定に基づいて発する国土交通省令に違反した者
- 五 詐偽その他の不正行為をもって船員手帳の交付、訂正又は書換えを受けた者

六 他人の船員手帳を行使した者

七 第97条の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第98条の規定に違反した者

九 第99条の規定による命令に違反した者

十 第101条第1項の規定による命令に違反した者

十一 第107条第1項の規定による出頭の命令に応ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十二 第109条の規定に違反した者

十三 第112条第1項に定める場合において、虚偽の申告をした者

十四 第120条の3第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

十五 第120条の3第2項の規定による検査若しくは審査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第134条 この章のうち船長に適用すべき規定は、船長に代わってその職務を行う者にこれを適用する。

第135条 船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が船舶所有者の業務に関し第129条から第131条まで、第132条第1号又は第133条第1号若しくは第7号から第11号までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その船舶所有者に対して、各本条の罰金刑を科する。

2 第97条第3項に規定する団体の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務に関し第133条第7号から第9号まで又は第11号の違反行為をしたときは、前項の規定を準用する。

6 船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）（抄）

第1章 総則

（適用船舶の範囲）

第1条 船員法（以下「法」という。）第1条第1項の国土交通省令の定める船舶は、日本船舶以外の次の各号に掲げる船舶とする。

- 一 船舶法（明治32年法律第46号）第1条第3号及び第4号に掲げる法人以外の日本法人が所有する船舶
- 二 日本船舶を所有することができる者及び前号に掲げる者が借り入れ、又は国内の港から外国の港まで回航を請け負った船舶
- 三 日本政府が乗組員の配乗を行なっている船舶
- 四 国内各港間のみを航海する船舶

（適用除外小型船舶）

第1条の2 法第1条第2項第4号の国土交通省令の定めるものは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット又はモーターボートとする。

（職員の範囲）

第2条 法第3条の国土交通省令の定めるその他の海員は、次に掲げる海員とする。

- 一 運航士
- 二 事務長及び事務員
- 三 医師
- 四 その他航海士、機関士又は通信士と同等の待遇を受ける者

第2章 船長の職務及び権限

（発航前の検査）

第2条の2 船長は、法第8条の規定により、発航前に次に掲げる事項を検査しなければならない。ただし、当該発航の前12時間以内に第1号に掲げる事項のうち操舵設備に係る事項について発航前の検査をしたとき並びに当該発航の前24時間以内に第1号（操舵設備に係る事項を除く。）、第4号及び第5号に掲げる事項について発航前の検査をしたときは、当該事項については、検査を行わないことができる。

- 一 船体、機関及び排水設備、操舵設備、係船設備、揚錨設備、救命設備、無線設備その他の設備が整備されていること。
- 二 積載物の積付けが船舶の安定性をそこなう状況にないこと。
- 三 喫水の状況から判断して船舶の安全性が保たれていること。
- 四 燃料、食料、清水、医薬品、船用品その他の航海に必要な物品が積み込まれていること。
- 五 水路図誌その他の航海に必要な図誌が整備されていること。
- 六 気象通報、水路通報その他の航海に必要な情報が収集されており、それらの情報から判断して航海に支障がないこと。
- 七 航海に必要な員数の乗組員が乗り組んでおり、かつ、それらの乗組員の健

康状態が良好であること。

八 前各号に掲げるもののほか、航海を支障なく成就するため必要な準備が整っていること。

(遭難船舶等の救助義務の免除)

第3条 法第14条ただし書の国土交通省令の定める場合は、次のとおりとする。

一 遭難者の所在に到着した他の船舶から救助の必要のない旨の通報があったとき。

二 遭難船舶の船長又は遭難航空機の機長が、遭難信号に応答した船舶中適当と認める船舶に救助を求めた場合において、当該救助を求められた船舶のすべてが救助に赴いていることを知ったとき。

三 やむを得ない事由で救助に赴くことができないとき、又は特殊の事情によって救助に赴くことが適当でないか若しくは必要でないと認められるとき。

2 前項第3号の場合においては、その旨を附近にある船舶に通報し、かつ、他の船舶が救助に赴いていることが明らかでないときは、遭難船舶の位置その他救助のために必要な事項を海上保安機関又は救難機関（日本近海にあっては、海上保安庁）に通報しなければならない。

(異常気象等の通報)

第3条の2 法第14条の2の国土交通省令の定める船舶は、無線電信又は無線電話の設備を有する船舶とする。

2 船長は、次表上段に掲げる船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象に遭遇したときは、当該異常な現象が存することについて海上保安機関又は気象機関があらかじめ予報又は警報を発している場合を除き、当該異常な現象の種類及び同表下段に掲げる事項を附近にある船舶及び海上保安機関（日本近海にあっては、海上保安庁）に通報しなければならない。ただし、当該異常な現象について、港則法（昭和23年法律第174号）第25条、航路標識法（昭和24年法律第99号）第7条、水路業務法（昭和25年法律第102号）第20条、気象業務法（昭和27年法律第165号）第7条第2項又は海上交通安全法（昭和47年法律第115号）第33条第1項の規定による報告を行なったときは、海上保安庁に対する通報は、要しない。

異常な現象の種類	通報すべき事項
1 熱帯性暴風雨又はその他のビューフォート風力階級10以上（風速毎秒24・5メートル以上）の風を伴う暴風雨	イ 日時（協定世界時による。以下本表において同じ。）及び位置 ロ 気圧（補正の有無を明らかにすること。）及び前3時間中の気圧の変化の状況 ハ 風向（真方位による。以下本表において同じ。）及び風力（ビューフォート風力階級による。以下本表において同じ。）又は風速 ニ うねりの進行方向（真方位による。）

	及び周期又は波長その他の海面の状態 ホ 船舶の針路（真方位による。）及び速力
2 構造物上にはげしく着氷を生ぜしめる強風	イ 日時及び位置 ロ 気温 ハ 表面水温 ニ 風向及び風力又は風速
3 漂流物又は通常の漂流海域外における流氷若しくは冰山	イ 日時及び位置 ロ 形状、漂流方向（真方位による。）及び漂流速度
4 沈没物	イ 日時及び位置 ロ 形状及び深度
5 その他船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象	イ 日時及び位置 ロ 概要

3 法第14条の2の規定による通報は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第3号に定める安全通信により行なわなければならない。

（非常配置表）

第3条の3 法第14条の3第1項の国土交通省令の定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

- 一 旅客船（平水区域を航行区域とするものにあつては、国土交通大臣の指定する航路に就航するものに限る。）
- 二 旅客船以外の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶
- 三 船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第1条第14項に規定する管海官庁が1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第10章第1規則に規定する高速船コード（以下「高速船コード」という。）に従って指示するところにより当該船舶が船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項に掲げる事項を施設し、かつ、同法第3条の規定による満載喫水線の標示をしている旨及び当該船舶に係る航行上の条件が、船舶安全法施行規則第13条の5第2項の規定により記入された船舶検査証書を受有する船舶（以下「特定高速船」という。）
- 四 専ら沿海区域において従業する漁船以外の漁船

2 非常配置表には、次に掲げる非常の場合における作業について海員の配置を定めなければならない。

- 一 水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置の閉鎖、排水その他の防水作業
- 二 防火戸の閉鎖、通風の遮断、消火設備の操作その他の消火作業
- 三 食料、航海用具その他の物品の救命艇、端艇及び救命いかだ（以下「救命艇等」という。）並びに救助艇への積込み、救命艇等及び救助艇の降下並びに救命艇等及び救助艇の操縦
- 四 救命索発射器、救命浮環その他の救命設備の操作

- 五 旅客の招集及び誘導、旅客の救命胴衣の着用の確認その他旅客の安全を確保するための作業
- 3 前項の規定により定める海員の配置は、次に掲げる海員の配置を含むものでなければならない。
- 一 前項第1号及び第2号に掲げる作業の現場における指揮者及びその代行者
 - 二 救命艇等及び救助艇ごとの指揮者及び副指揮者（端艇、救命いかだ、救助艇及び沿海区域又は平水区域を航行区域とする旅客船に搭載する救命艇にあつては、指揮者）
 - 三 内燃機関、無線設備又は探照灯を有する救命艇等及び救助艇にあつては、当該救命艇等及び救助艇ごとにこれらの設備を操作することができる者
- 4 前項の場合において、救命艇手規則（昭和37年運輸省令第47号）第1条の船舶に搭載する救命艇等にあつては、同項第2号に掲げる者は、法第118条の救命艇手をもって充てなければならない。ただし、同令第2条第4項の許可を受けて救命艇手の員数を減じた場合における当該減じた員数に等しい数の救命艇等については、この限りでない。
- 5 非常配置表には、第2項に定めるもののほか、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 非常の場合において海員をその配置につかせるための信号
 - 二 非常の場合において旅客を招集するための信号
 - 三 前号の信号が出された場合に海員及び旅客がとるべき措置
 - 四 船体放棄の命令を表す信号
 - 五 非常の場合において旅客の乗り込むべき救命艇等
 - 六 非常の場合において救命艇等及び救助艇に積み込むべき物品の名称及び数量
 - 七 救命設備及び消火設備の点検及び整備を担当する職員
- 6 前項第2号の信号は、汽笛又はサイレンによる連続した7回以上の短声とこれに続く1回の長声としなければならない。
- 7 国内各港間のみを航海する旅客船以外の旅客船の非常配置表の様式は、当該船舶の運航管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）の承認を受けたものでなければならない。

（操練）

- 第3条の4 前条第1項各号に掲げる船舶における法第14条の3第2項の非常の場合のために必要な海員に対する操練は、非常配置表に定めるところにより海員をその配置につかせるほか、次に掲げるところにより実施しなければならない。
- 一 防火操練 防火戸の閉鎖、通風の遮断及び消火設備の操作を行うこと。
 - 二 救命艇等操練 救命艇等の振出し又は降下及びその附属品の確認、救命艇の内燃機関の始動及び操作並びに救助艇の進水及び操船を行い、かつ、進水装置用の照明装置を使用すること。
 - 三 救助艇操練 救助艇の進水及び操船並びにその附属品の確認を行うこと。

四 防水操練 水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置の操作を行うこと。

五 非常操舵操練 操舵機室からの操舵設備の直接の制御、船橋と操舵機室との連絡その他操舵設備の非常の場合における操舵を行うこと。

六 特定高速船にあっては、前各号に掲げるところによるほか、次の表に定めるところにより実施すること。

防火操練	火災探知装置、船内通信装置及び警報装置の操作並びに旅客の避難の誘導を行うこと。
救命艇等操練	非常照明装置及び救命艇等に附属する救命設備の操作並びに海上における生存方法の指導を行うこと。
防水操練	ビルジ排水装置の操作及び旅客の避難の誘導を行うこと。

- 2 前項の船舶のうち、旅客船（国内各港間のみを航海する旅客船及び特定高速船を除く。）においては少なくとも毎週1回、旅客船である特定高速船においては1週間を超えない間隔で、旅客船以外の船舶である特定高速船においては1月を超えない間隔で、これら以外の船舶においては少なくとも毎月1回、海員に対する操練（膨脹式救命いかだの振出し及び降下並びにその附属品の確認、救命艇の進水及び操船、救命艇操練並びに非常操舵操練を除く。第5項において同じ。）を実施しなければならない。
- 3 海員に対する操練のうち、膨脹式救命いかだの振出し又は降下及びその附属品の確認は、少なくとも1年に1回（乙区域又は甲区域（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和58年政令第13号）別表第1の配乗表の適用に関する通則12又は13の乙区域又は甲区域をいう。）において従業する総トン数500トン以上の漁船（次項及び第5項において「外洋大型漁船」という。）以外の漁船においては、少なくとも2年に1回）実施しなければならない。
- 4 海員に対する操練のうち、救命艇の進水及び操船は搭載するすべての救命艇について少なくとも3月に1回（国内各港間のみを航海する船舶（特定高速船及び漁船を除く。）及び外洋大型漁船以外の漁船（以下この項及び第6項並びに第3条の9第2項第2号及び第3号において「国内航海船等」という。）においては、少なくとも1年に1回）、救助艇操練及び非常操舵操練は少なくとも3月に1回（国内航海船等の救助艇操練にあっては、少なくとも1年に1回）、それぞれ実施しなければならない。
- 5 第1項の船舶のうち、漁船以外の船舶（国内各港間のみを航海する旅客船を除く。）及び外洋大型漁船においては、発航の直前に行われた海員に対する操練に海員の4分の1以上が参加していない場合は、発航後24時間以内にこれを実施しなければならない。
- 6 第1項の船舶のうち国内航海船等以外の船舶（国内各港間のみを航海する特定高速船を除く。）においては、旅客の乗船後24時間以内に旅客に対する避難のための操練を実施しなければならない。ただし、荒天その他の事由により実施することが著しく困難である場合は、この限りでない。
- 7 第1項の船舶以外の船舶においては、少なくとも3月に1回、海員に対して

第1項第5号に掲げる操練を実施しなければならない。

(航海当直の実施)

第3条の5 次の各号に掲げる船舶以外の船舶の船長は、航海当直の編成及び航海当直を担当する者がとるべき措置について国土交通大臣が告示で定める基準に従って、適切に航海当直を実施するための措置をとらなければならない。

一 平水区域を航行区域とする船舶

二 専ら平水区域又は船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令(昭和38年政令第54号)別表の海面において従業する漁船

(巡視制度)

第3条の6 第3条の3第1項第1号に掲げる船舶の船長は、船舶の火災の予防のための巡視制度を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の船舶のうち船舶設備規程(昭和9年逓信省令第6号)第2条第4項のロールオン・ロールオフ旅客船の船長は、船舶防火構造規則(昭和55年運輸省令第11号)第2条第17号の2のロールオン・ロールオフ貨物区域若しくは同条第18号の車両区域における貨物の移動又は当該区域への関係者以外の者の立入りを監視するための巡視制度を設けなければならない。ただし、当該区域について船舶設備規程第146条の46第1項の規定による監視装置を備えている場合又は同項ただし書の規定により当該監視装置を備えることを要しないこととされている場合は、この限りでない。

(水密の保持)

第3条の7 船長は、次に掲げるところにより、船舶の水密を保持するとともに、海員がこれを遵守するよう監督しなければならない。

一 甲板間における貨物倉を区画する水密隔壁に取り付けた水密戸及び甲板間における貨物倉を区画する甲板に取り付けたランプは、発航前に水密に閉じ、航行中は、これを開放しないこと。

二 機関室内の水密隔壁にある取外しの可能な板戸は、発航前に水密を保つよう取り付け、航行中は、緊急の必要がある場合を除き、これを取り外さないこと。

三 船舶区画規程(昭和27年運輸省令第97号)第50条第1項の工事用の出入口に設ける水密すべり戸は、発航前に水密に閉じ、航行中は、緊急の必要がある場合を除き、これを開放しないこと。

四 船舶区画規程第102条の11第1項第1号の水密戸及び昇降口の水密閉鎖装置は、発航前に水密に閉じ、航行中は、通行のため必要がある場合を除き、これを開放しないこと。

五 船舶区画規程第54条の水密すべり戸は、航行中は、旅客の通行その他船舶の運航のため必要がある場合を除き、これを開放しないこと。旅客の通行その他船舶の運航のため開放したときは、直ちに閉じ得るよう準備しておくこと。

六 前5号以外の水密隔壁に取り付けた水密戸及び漁船の最上層の全通甲板下の船側の開口であって、船内の閉囲された場所に通じるもの(舷窓を除く。)

は、発航前に水密に閉じ、航行中は、作業又は通行のため必要がある場合を除き、これを開放しないこと。作業又は通行のため開放したときは、直ちに閉じ得るよう準備しておくこと。

七 貨物を積載する場所にある舷窓その他航行中に近寄ることが困難な場所にある舷窓及びそのふたは、発航前に水密に閉じ、かつ、錠前その他の開くことを防止するための装置（以下「錠前等」という。）を付すべきものにあつては、施錠し、航行中は、これを開放しないこと。

八 船舶区画規程第58条第2項の舷窓の下縁が発航前の喫水線の上方1・4メートル（満載喫水線規則（昭和43年運輸省令第33号）別表第1の熱帯域又は熱帯季節期間における季節熱帯区域に船舶があるときは、1・1メートル）に船舶の幅の1000分の25を加えた距離に最低点を有する隔壁甲板に平行な線より下方にあるときは、当該舷窓のある甲板間のすべての舷窓を発航前に水密に閉じ、かつ、施錠し、航行中は、これを開放しないこと。

九 外板の開口で垂直方向の損傷範囲を制限する甲板より下方にあるもの（第7号及び前号の舷窓を除く。）は、発航前に水密に閉じ、かつ、錠前等を付すべきものにあつては、施錠し、航行中は、当該開口の開放が船舶の安全性を損なう状況にない場合であつて、船舶の運航のため必要があるときを除き、これを開放しないこと。

十 載貨扉は、発航前に水密に閉じ、かつ、安全装置を作動させ、航行中は、これを開放しないこと（次に掲げる場合を除く。）。

イ 船舶が離着岸する場合であつて、当該載貨扉が船舶の接岸中操作するに適しない構造のものであるために、当該載貨扉を開放する必要があるとき。

ロ 船舶が安全に錨泊し、かつ、当該載貨扉の開放が船舶の安全性を損なう状況にない場合であつて、旅客の乗降その他船舶の運航のために、当該載貨扉を開放する必要があるとき。

十一 舷門、載貨門その他の開口で隔壁甲板より下方にあるものは、発航前に水密に閉じ、航行中は、これを開放しないこと。

十二 灰棄て筒、ちり棄て筒等の船内の開口で隔壁甲板より下方にあるものは、使用した後直ちにそのふた及び自動不還弁を確実に閉じること。

2 次の各号に掲げる船舶については、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一 船舶区画規程第2編の適用を受ける船舶（第3号において「特定旅客船」という。）以外の船舶前項第3号、第5号及び第10号

二 船舶区画規程第3編、第4編又は第5編の適用を受ける船舶（次号において「特定貨物船等」という。）以外の船舶前項第4号

三 特定旅客船又は特定貨物船等である船舶以外の船舶前項第8号、第9号、第11号及び第12号

3 第1項第7号及び第8号の舷窓並びに同項第9号の開口のかぎ又は暗証番号その他の解錠に必要な情報は、船長が保管又は管理しなければならない。

第3条の8 旅客船の船長は、国内各港間のみの航海を行なう場合を除き、水密

戸、水密戸に附属する表示器その他の装置、区画室の水密を保つための弁及び損傷制御用クロス連結管の操作用弁を毎週1回点検し、かつ、主横置隔壁にある動力式水密戸を毎日作動しなければならない。

(非常通路及び救命設備の点検整備)

第3条の9 船長は、非常の際に脱出する通路、昇降設備及び出入口並びに救命設備を少なくとも毎月1回点検し、かつ、整備しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、船長は、次の各号に掲げる救命設備については、それぞれ当該各号に定めるところにより少なくとも毎週1回点検しなければならない。

一 救命艇等及び救助艇並びにそれらの進水装置(第3号に掲げるものを除く。)目視により点検すること。

二 救命艇等及び救助艇(国内航海船等に備え付けられているものを除く。)の内燃機関 始動及び前後進操作を行うことにより点検すること。

三 旅客船及び漁船以外の船舶(国内航海船等を除く。)に備え付けられている救命艇(船尾からつり索を用いることなく進水するものを除く。)及びその進水装置 当該救命艇を格納位置から移動することにより点検すること。

四 第3条の3第5項第2号の信号を発する装置 使用することにより点検すること。

(旅客に対する避難の要領等の周知)

第3条の10 船長は、避難の要領並びに救命胴衣の格納場所及び着脱方法について、旅客の見やすい場所に掲示するほか、旅客に対して周知の徹底を図るため必要な措置を講じなければならない。

(船上教育)

第3条の11 第3条の3第1項各号に掲げる船舶の船長は、海員が当該船舶に乗り組んでから2週間以内に当該船舶の救命設備及び消火設備の使用方法に関する教育を施さなければならない。

2 前項の船舶の船長は、海員に対し、当該船舶の救命設備及び消火設備の使用方法並びに海上における生存方法に関する教育を少なくとも毎月1回(国内各港間のみを航海する旅客船以外の旅客船においては、少なくとも毎週1回)施さなければならない。

3 前項の教育のうち救命設備及び消火設備の使用方法に関する教育は、2月以内ごと(旅客船である特定高速船にあつては、1月以内ごと)に当該船舶のすべての救命設備及び消火設備について施さなければならない。

4 第1項の船舶の船長は、海員に対し、法第14条の3に規定する非常配置表により割り当てられた消火作業に関する教育を施さなければならない。

5 前各項に掲げるほか、第1項の船舶の船長は、海員に対し、当該船舶の火災に対する安全を確保するための教育を施さなければならない。

(船上訓練)

第3条の12 第3条の3第1項各号に掲げる船舶の船長は、海員が当該船舶に乗り組んでから2週間以内に当該船舶の救命設備及び消火設備の使用方法に関

する訓練を実施しなければならない。

2 前項の船舶の船長は、海員に対し、進水装置用救命いかだの使用方法に関する訓練を少なくとも4月に1回実施しなければならない。

3 第1項の船舶の船長は、海員に対し、法第14条の3に規定する非常配置表により割り当てられた消火作業に関する訓練を定期的実施しなければならない。

(手引書の備置き)

第3条の13 第3条の3第1項各号に掲げる船舶の船長は、当該船舶の救命設備の使用法、海上における生存方法及び火災に対する安全の確保に関する手引書を食堂、休憩室その他適当な場所に備え置かなければならない。

(操舵設備の作動)

第3条の14 2以上の動力装置を同時に作動することができる操舵設備を有する船舶の船長は、船舶交通のふくそうする海域、視界が制限されている状態にある海域その他の船舶に危険のおそれがある海域を航行する場合には、当該2以上の動力装置を作動させておかなければならない。

(自動操舵装置の使用)

第3条の15 船長は、自動操舵装置の使用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 自動操舵装置を長時間使用したとき又は前条に規定する危険のおそれがある海域を航行しようとするときは、手動操舵を行うことができるかどうかについて検査すること。

二 前条に規定する危険のおそれがある海域を航行する場合に自動操舵装置を使用するときは、直ちに手動操舵を行うことができるようにしておくとともに、操舵を行う能力を有する者が速やかに操舵を引き継ぐことができるようにしておくこと。

三 自動操舵から手動操舵への切換え及びその逆の切換えは、船長若しくは甲板部の職員により又はその監督の下に行わせること。

(船舶自動識別装置の作動)

第3条の16 船舶設備規程第146条の29の規定により船舶自動識別装置を備える船舶の船長は、当該船舶の航行中は、船舶自動識別装置を常時作動させておかなければならない。ただし、当該船舶が抑留され若しくは捕獲されるおそれがある場合その他の当該船舶の船長が航海の安全を確保するためやむを得ないと認める場合又は当該船舶が航海の目的、態様、運航体制等を勘案して船舶自動識別装置を常時作動させることが適当でないものとして国土交通大臣が告示で定める船舶に該当する場合については、この限りでない。

(船舶長距離識別追跡装置の作動)

第3条の17 船舶設備規程第146条の29の2の規定により船舶長距離識別追跡装置を備える船舶の船長は、当該船舶の航行中は、船舶長距離識別追跡装置を常時作動させておかなければならない。ただし、当該船舶が抑留され若しくは捕獲されるおそれがある場合その他の当該船舶の船長が航海の安全を確保

するためやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により、船舶長距離識別追跡装置を停止した場合は、遅滞なく、海上保安庁に通報しなければならない。

(作業言語)

第3条の18 船長は、乗組員が航海の安全に関し適切な動作を確実にするために使用する作業言語を決定し、その作業言語名を航海日誌の第1表の余白に記載しなければならない。ただし、当該作業言語を日本語に決定し、かつ、国際航海（船舶安全法施行規則第1条第1項の国際航海をいう。以下同じ。）に従事しない場合には、当該作業言語名を記載することを要しない。

- 2 船長は、法第14条の3に規定する非常配置表又は第3条の10に規定する旅客に対する避難の要領等に関する掲示物において、前項の規定により決定された作業言語以外の言語が使用されている場合には、当該作業言語への訳文を付さなければならない。

- 3 次の各号に掲げる船舶（推進機関を有しない船舶を除く。）の船長は、乗組員が航海の安全に関して船外と通信連絡を行う場合及び航海当直を実施している者が水先人と会話をする場合には、日本語（相手方の使用する言語が日本語である場合に限る。）又は英語を使用させなければならない。ただし、相手方の使用する言語が日本語又は英語以外の言語であつて当該乗組員の使用するものと同一である場合には、この限りでない。

一 国際航海に従事する旅客船

二 旅客船又は自ら漁ろうに従事する漁船以外の船舶であつて国際航海に従事するもの（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第4条第1項に規定する国際総トン数（以下「国際総トン数」という。）が500トン以上のものに限る。）

(航海に関する記録)

第3条の19 国際航海に従事する国際総トン数150トン以上の船舶（推進機関を有しない船舶及び自ら漁ろうに従事する漁船を除く。）の船長は、航海に関する記録を作成し、船内に保存しなければならない。

- 2 前項に規定する航海に関する記録の作成について必要な事項は、国土交通大臣が告示で定める。

(クレーン等の位置)

第3条の20 船長は、クレーン、デリックその他これらに類する装置を航海の安全に支障を及ぼすおそれのない位置に保持しなければならない。

(水葬)

第4条 船長は、次のすべての条件を備えなければ死体を水葬に付することができない。

一 船舶が公海にあること。

二 死亡後24時間を経過したこと。ただし、伝染病によって死亡したときは、この限りでない。

三 衛生上死体を船内に保存することができないこと。ただし、船舶が死体を

載せて入港することを禁止された港に入港しようとするときその他正当の事由があるときは、この限りでない。

四 医師の乗り組む船舶にあっては、医師が死亡診断書を作成したこと。

五 伝染病によって死亡したときは、十分な消毒を行ったこと。

第5条 船長は、死体を水葬に付するときは、死体が浮き上らないような適当な処置を講じ、且つ、なるべく遺族のために本人の写真を撮影した上、遺髪その他遺品となるものを保管し、相当の儀礼を行わなければならない。

(遺留品の処置)

第6条 船長は、船内にある者が死亡し、又は行方不明になったときは、遅滞なく、その船舶に乗り込む本人の親族、友人その他適当な者2名以上を立ち会わせて、その遺留品を取り調べた上、遺留品目録を作らなければならない。

2 遺留品目録には、左の事項を記載して、船長及び立会人がこれに記名押印しなければならない。

一 本人の氏名、本籍、住所並びに死亡し、又は行方不明となった位置及び年月日時

二 遺留品の品名及び数量

三 遺留品の目録を作ったときの年月日

四 売却その他の処分をしたときは、そのてん末

第7条 船長は、遺留品を相続人その他の利害関係人の利益に適する方法により管理し、遺留品目録と共に相続人その他の権利者に引き渡さなければならない。

2 船長は、遺留品目録及び遺留品の管理及び引渡を船舶所有者に委託することができる。

3 船長又は船舶所有者が、遺留品の権利者の存否又は所在が分らないときは、もよりの地方運輸局長にこれを遺留品目録と共に提出しなければならない。

第8条 船長又は船舶所有者が、前条第3項の規定によって遺留品目録と共に遺留品を地方運輸局長に提出したときは、遺留品目録の写に地方運輸局長の証明を求めることができる。

(仮船舶国籍証書等)

第9条 法第18条第1項第1号の国土交通省令の定める証書は、次に掲げるものとする。

一 船舶法第13条、第15条又は第16条の規定により仮船舶国籍証書の交付を受けた船舶にあっては、当該仮船舶国籍証書

二 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）の適用を受ける船舶にあっては、次に掲げる証明書

イ 小型船舶の登録等に関する法律第25条第1項の規定により国籍証明書の交付を受けた船舶にあっては、当該国籍証明書

ロ イに掲げる船舶以外の船舶にあっては、小型船舶の登録等に関する法律第14条の規定による登録事項証明書等のうち、小型船舶登録規則（平成14年国土交通省令第4号）第29条第1号の1部事項証明書又は同条第2号の全部事項証明書（現に小型船舶の登録等に関する法律第3条に規定

する小型船舶登録原簿に登録された事項を証するものに限る。)

- 2 次に掲げる船舶にあつては、法第18条第1項第1号の書類を備え置くことを要しない。
 - 一 船舶法施行細則（明治32年逓信省令第24号）第4条の規定により航海を行う船舶
 - 二 総トン数20トン未満の船舶（漁船を除く。）であつて次に掲げるもの
 - イ 小型船舶の登録等に関する法律第2条第2号の国土交通省令で定める船舶
 - ロ 小型船舶の登録等に関する法律第3条ただし書の規定により臨時航行する船舶
 - ハ 小型船舶の登録等に関する法律第6条第1項の規定による新規登録又は同法第9条第1項の規定による変更登録を受けた後に、前項第2号に掲げる証明書を備え置くため航行する船舶

（海員名簿）

第10条 海員名簿の様式は、第1号書式とする。

- 2 船長は、船員の雇入契約の成立等があつたときは、遅滞なく、海員名簿を船員に提示してその確認印を受けなければならない。ただし、法第39条の規定により雇入契約が終了した場合において、海員名簿が滅失し、又はき損したときは、この限りでない。
- 3 船長は、海員名簿が滅失し、又はき損したときは、前項ただし書の場合を除き、遅滞なく、海員名簿を作成し、これを船員に提示してその確認印を受けなければならない。
- 4 第22条第1項の一括届出の許可に係る船舶にあつては、海員名簿は、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（当該事務所が本邦外にあるときにあつては、関東運輸局長（船舶貸借の場合であつて当該船舶の所有者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地。以下この項において「住所地等」という。）が本邦内にあるとき（住所地等が2以上ある場合であつて、これらが2以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときを除く。）にあつては、当該住所地等を管轄する地方運輸局長）。以下「所轄地方運輸局長」という。）が指定した場所に備え置かなければならない。
- 5 海員名簿は、船員の死亡又は雇入契約の終了の日から3年を経過する日まで、なお船内又は前項の場所に備え置かなければならない。ただし、船舶を譲渡したときその他のやむを得ない事由があるときは、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置くことができる。

（航海日誌）

第11条 航海日誌の様式は、第2号書式とする。ただし、国内各港間のみを航海する船舶又は第1種の従業制限を有する漁船にあつては、同書式中出生、死亡及び死産に関する第6表から第8表までは備えることを要しない。

- 2 航海日誌には、航海の概要を第4表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第5表に記載しなければならない。

- 一 第2条の2の規定により操舵設備について検査を行ったとき。
 - 二 法第14条ただし書の規定により遭難船舶等を救助しなかったとき。
 - 三 法第14条の3第2項の規定による操練を行い、又は行うことができなかつたとき。
 - 四 第3条の7第1項第1号から第11号までの規定により水密を保持すべき水密戸等を開放し、若しくは閉じ、又は第3条の8の規定により点検したとき。
 - 五 第3条の9の規定により救命設備の点検整備を行ったとき。
 - 六 第3条の12の規定により訓練を行ったとき。
 - 七 第3条の16ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させておかなかつたとき。
 - 八 第3条の17ただし書の規定により船舶長距離識別追跡装置を作動させておかなかつたとき。
 - 九 法第15条から第17条まで又は法第22条から第29条までの規定により処置したとき。
 - 十 法第19条各号の1に該当したとき。
 - 十一 法第20条又は商法（明治32年法律第48号）第707条の規定により船長以外の者が船長の職務を行ったとき。
 - 十二 船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第45条第2項の規定により自蔵式呼吸具、送気式呼吸具及び空気圧縮機の点検を行ったとき。
 - 十三 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第198条第3項の規定により貨物タンクの圧力逃し弁の設定圧力の変更を行ったとき。
 - 十四 船内において出生又は死産があつたとき。
 - 十五 海員その他船内にある者による犯罪があつたとき。
 - 十六 労働関係に関する争議行為があつたとき。
 - 十七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第19条の21第1項の規定により、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）第11条の10第1項の表第1号及び第2号に掲げる海域に入域する場合であつて、同条第2項第1号イに掲げる基準に適合する燃料油の使用を開始するとき。
- 3 航海日誌は、外国語によって作成することができる。
 - 4 航海日誌は、最後の記載をした日から3年を経過する日まで、なお船内に備え置かなければならない。

(旅客名簿)

第12条 旅客名簿は、船名及び旅客に関する次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 氏名、年令（年令区分（少なくとも大人、子供及び幼児の区分が判別できるように記載されたものをいう。）をもって足りる。）、性別及び住所（住民

票に記載されている市区町村名をもって足りる。)

- 二 乗船の年月日及び港並びに下船の年月日及び港
 - 三 海難その他非常の場合における介助等の支援の要否
- 2 前項の旅客名簿は、旅客に記載させる場合にあっては、その記載が簡易なものであり、かつ、同項各号に掲げる事項以外の記載事項がある場合にあっては、旅客の個人情報の保護に留意されたものでなければならない。
- 3 次に掲げる船舶にあっては、旅客名簿を備え置くことを要しない。
- 一 旅客船以外の船舶
 - 二 沿海区域のみを航行する船舶
 - 三 離島航路（離島航路整備法（昭和27年法律第226号）第2条第1項に規定する離島航路のうち当該航路の航海距離、本邦の海岸からの距離その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める航路を除く。）を航行する船舶
 - 四 国内各港間を航海する船舶であつて、当該船舶に関し、次に掲げる措置が講じられているもの
 - イ 当該船舶の運航管理の事務を行う事務所に第1項各号に掲げる事項を記載した書類が備え置かれていること。
 - ロ イの事務所と有効に交信できる通信設備が設置されていること。
 - ハ イの事務所に、必要な場合に直ちに第1項各号に掲げる事項を連絡するための当直体制がとられていること。

（積荷に関する書類）

- 第13条 法第18条第1項第5号の積荷に関する書類は、積荷目録とする。
- 2 船積港又は陸揚港が外国にある物品運送を行なう船舶以外の船舶においては、前項の書類を備え置くことを要しない。

（航行に関する報告）

- 第14条 船長は、法第19条の規定により報告をしようとするときは、遅滞なく、最寄りの地方運輸局等の事務所（地方運輸局、運輸監理部、運輸支局及び海事事務所（以下「地方運輸局の事務所」という。）並びに法第104条の規定に基づき国土交通大臣の事務を行う市町村長（以下「指定市町村長」という。）の事務所をいう。以下同じ。）において、地方運輸局長又は指定市町村長（以下「地方運輸局長等」という。）に対し第4号書式による報告書3通を提出し、かつ、航海日誌を提示しなければならない。ただし、滅失その他やむを得ない事由があるときは、航海日誌の提示は、要しない。
- 2 前項の規定により航海日誌を提示する場合において、航海日誌が外国語によって作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。
- 第15条 前条第1項の規定により船長が報告をした事実及び船舶所有者が同条の規定に準じて航行に関する報告をした事実については、船長又は船舶所有者は、地方運輸局長に対し航海日誌を提示し、かつ、第4号の2書式による申請書を提出して、当該報告書の写に証明を求めることができる。

第3章 雇入契約の成立等の届出等

(労働条件等の明示事項)

第16条 法第32条の規定により、船舶所有者は、船員を雇用しようとするときは、船員に対し、次に掲げる事項（第9号に掲げる事項については海上運送法（昭和24年法律第187号）第26条第1項の規定による命令（以下「航海命令」という。）により航海を行うために船員を雇用しようとする場合に限る。）を記載した書面を交付することにより労働条件等を明示しなければならない。

一 雇用の期間

二 乗り組むべき船舶の名称、総トン数、用途（漁船にあっては、従事する漁業の種類を含む。）及び就航航路又は操業海域に関する事項

三 職務に関する事項

四 基準労働期間、労働時間、休息时间、休日及び休暇に関する事項並びに交代乗船制等特殊の乗船制をとる場合における当該乗船制に関する事項

五 給料その他の報酬の決定方法及び支払いに関する事項

六 報酬が歩合によって支払われる場合の法第58条第1項の1定額及び同条第3項の額

七 退職、解雇、休職及び制裁に関する事項

八 予備船員制度があるときは、その概要

九 航海命令により航海を行う旨

2 船舶所有者は、前項に掲げる事項について変更しようとするときは、その事項を記載した書面を交付し、その事項を明示しなければならない。

(貯蓄金の管理)

第16条の2 船舶所有者は、法第34条第2項の規定による貯蓄金の管理に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第5号書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

2 法第34条第2項の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一 貯蓄金の管理が預金の受入れである場合

イ 預金者の範囲

ロ 預金者1人当たりの預金額の限度

ハ 通帳の発行その他貯蓄金の受入れを証する方法

ニ 管理の方法

ホ 利率、複利単利の別その他の利子の計算方法

ヘ 返還の方法

二 貯蓄金の管理が預金の受入れでない場合

イ 受領書の発行その他貯蓄金の受入れを証する方法

ロ 管理の方法（預入者の名義、預入先の名称、預入れの種類及び利子又は配当金の管理方法を含む。）

ハ 通帳、印鑑等船舶所有者の管理すべきものの範囲

ニ 返還の方法

3 船舶所有者が預金の受入れである貯蓄金の管理をする場合の下限利率（法第34条第3項の国土交通省令で定める利率をいう。以下本項において同じ。）は、次に掲げる利率又は年5厘のうちいずれか高い方の利率とする。

一 1の年度（毎年4月から翌年3月までの期間をいう。以下本項において同じ。）における下限利率は、当該年度の前年度の10月における定期預金平均利率（特定の月において全国の銀行が新規に受け入れる定期預金（預入金額が30.0万円未満であるものに限る。）について、当該定期預金に係る契約において定める預入期間が1年以上であって2年未満であるもの、2年以上であって3年未満であるもの、3年以上であって4年未満であるもの、4年以上であって5年未満であるもの及び5年以上であって6年未満であるものの別に平均年利率として日本銀行が公表する利率を平均して得た利率をいう。以下本項において同じ。）及び同月において適用される下限利率との差が5厘以上であるときは当該定期預金平均利率に端数処理（1未満の端数がある数について、小数点以下3位未満を切り捨て、小数点以下3位の数字が、1又は2であるときはこれを切り捨て、3から7までの数であるときはこれを5とし、8又は9であるときはこれを切り上げることをいう。以下本項において同じ。）をして得た利率とし、当該利率の差が5厘未満であるときは当該下限利率と同一の利率とする。

二 毎年度の4月における定期預金平均利率及び前号の規定により同月において適用される下限利率との差が1分以上であるときは、当該年度の10月から3月までの期間における下限利率は、同号の規定にかかわらず、当該定期預金平均利率に端数処理をして得た利率とする。

4 法第34条第2項の協定により預金の受入れである貯蓄金の管理をする船舶所有者は、前年4月1日以後1年間における預金の管理の状況を、毎年4月30日までに、第5号の2書式により所轄地方運輸局長に報告しなければならない。

（教育のための雇入契約の解除）

第17条 船員は、次に掲げる教育機関における教育を受けようとするときは、法第41条第1項第4号の規定により雇入契約を解除することができる。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による学校
- 二 独立行政法人海技教育機構
- 三 独立行政法人水産大学校

2 前項の場合においては、少なくとも7日以前に船舶所有者に書面で申入をしなければならない。

（雇入契約の成立等の届出）

第18条 船長（法第37条第2項の規定により雇入契約の成立等の届出を行うべき船舶所有者を含む。次条及び第20条において同じ。）は、船員の雇入契約の成立等があったときは、最寄りの地方運輸局等の事務所において地方運輸局長等に対し届け出なければならない。ただし、労働協約若しくは就業規則の定めにより又はこれらの変更に伴い労働条件が変更された場合は、当該変更

ついて雇入契約の変更の届出をすることを要しない。この場合において、就業規則は、法第97条の規定により届出されたものでなければならない。

第19条 船長は、前条の届出をしようとするときは、次の書類を提示して、雇入契約が成立又は終了した場合にあっては第6号書式による届出書を、雇入契約を変更又は更新した場合にあっては第8号書式による届出書を提出しなければならない。

一 海員名簿

二 船員手帳

三 海技免状又は小型船舶操縦免許証その他の資格証明書を受有することを要する船員については、海技免状又は小型船舶操縦免許証その他の資格証明書(雇入契約の終了の届出をする場合を除く。)

2 地方運輸局長等は、雇入契約の確認のため必要があるときは、労働協約、就業規則、船員派遣契約の契約内容を記載した書類、妊産婦の船員を船内で使用することができることを証する書類その他の船員の労働関係に関する事項を証する書類、漁船の従業する区域を証する書類又は船舶国籍証書、船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の提示を求めることができる。

第20条 法第39条の規定により雇入契約が終了した場合において海員名簿が滅失し、又はき損したときは、船長は、船員の氏名欄に船員の確認印のある第6号書式による届出書2通を提出し、その1通をもって海員名簿にかえ、雇入契約の終了の届出をすることができる。

第21条 雇入契約の成立等の届出をする場合において、船員が地方運輸局等の事務所のない港で下船したことその他のやむを得ない事由があるときは、第19条第1項の規定にかかわらず、船員手帳を提示することを要しない。

2 船長は、船員が下船する際に雇入契約の終了の届出をすることができないときは、当該船員の受有する船員手帳の該当欄にその事由を記載し、押印しておかなければならない。

(一括届出)

第22条 船員の乗組みを同一船舶所有者に属する航海の態様が類似し、かつ、船員の労働条件が同等である2以上の船舶相互の間において変更させる必要がある場合において、船舶所有者が所轄地方運輸局長の一括届出の許可を受けたときは、当該許可に係る船舶に乗り組む船員の雇入契約は、これらの船舶のすべてについて存するものとして、当該雇入契約の成立等の届出をするものとする。

2 船舶所有者は、前項の許可を受けようとするときは、船舶検査証書又はその写し及び船舶検査手帳又はその写しを提示して第9号書式による申請書を提出しなければならない。

3 所轄地方運輸局長は、第1項の許可のために必要があるときは、航海の態様が類似していることを証する書類又は船員の労働条件が同等であることを証する書類の提示を求めることができる。

4 第1項の許可を受けた場合における雇入契約の成立等の届出は、所轄地方運

輸局長が指定した地方運輸局等の事務所においてしなければならない。

第23条 船員の乗組みを同一船舶所有者に属する2以上の船舶相互の間において変更させる必要がある場合において、次の各号のいずれにも該当する船舶所有者が所轄地方運輸局長の一括届出の許可を受けたときは、当該許可に係る船舶に乗り組む船員の雇入契約は、これらの船舶のすべてについて存するものとして、当該雇入契約の成立等の届出をするものとする。

一 労働協約又は就業規則に定められた労働条件に基づき、適切な船員の労務管理を遂行し得る体制を確立していること。

二 電子情報処理組織（地方運輸局の事務所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可を受けようとする船舶所有者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、地方運輸局長が当該届出に係る船員の乗組みに関する事項を速やかに確認することができる措置を講じていること。

2 船舶所有者は、前項の許可を受けようとするときは、船舶検査証書又はその写し及び船舶検査手帳又はその写しを提示して第10号書式による申請書を提出しなければならない。

3 所轄地方運輸局長は、第1項の許可のため必要があるときは、報酬支払簿、休日付与簿その他の船員の労務管理に関する書類の提示を求めることができる。

4 第1項の許可を受けた場合における雇入契約の成立等の届出は、地方運輸局の事務所においてしなければならない。

（船長の就退職等の証明）

第24条 雇入契約のない船長は、船長としての就職又は退職並びにその乗り組む船舶の名称、総トン数、主機の出力、航行区域若しくは従業制限及び従業区域並びに用途又はこれらの変更について船員手帳に地方運輸局長の証明を受けることができる。

2 前項の証明を申請しようとする雇入契約のない船長は、もよりの地方運輸局の事務所において次に掲げる書類を呈示して第11号書式による申請書を提出しなければならない。

一 海員名簿

二 船員手帳

三 海技免状又は小型船舶操縦免許証（退職又は船舶の名称の変更について証明を申請する場合を除く。）

3 地方運輸局長は、第1項の証明のため必要があるときは、漁船の従業する区域を証する書類、船舶国籍証書、船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の提示を求めることができる。

（解雇制限の除外認定）

第25条 船舶所有者は、法第44条の2第2項の規定により認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書2通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 解雇しようとする船員の氏名、性別、職務及び雇用年月日
- 二 最近の雇入契約の成立の年月日及び雇入契約の終了の年月日
- 三 認定を受けようとする事由

(解雇の予告)

第26条 船舶所有者は、法第44条の3第2項の規定により予告の日数を短縮しようとするときは、次に掲げる額の予告手当を支払わなければならない。

- 一 日によって給料を定めるときは、その日額に、短縮しようとする日数を乗じた額
- 二 月によって給料（法第58条第3項の雇入契約に定める額を含む。）を定めるときは、その月額を30で除した額に、短縮しようとする日数を乗じた額
- 三 前2号以外の期間によって給料を定めるときは、前2号に準じて算定した額

第27条 第25条の規定は、船舶所有者が法第44条の3第3項の規定により認定を受けようとする場合について、準用する。

第4章 船員手帳

(船員手帳の交付)

第28条 船員となった者は、遅滞なく、最寄りの地方運輸局等の事務所（外国人にあっては、地方運輸局若しくは運輸監理部又はその運輸支局若しくは海事事務所のうち国土交通大臣が指定するもの。以下本章において同じ。）に出頭して地方運輸局長等（外国人にあっては、地方運輸局長。以下本章において同じ。）に船員手帳の交付を申請しなければならない。ただし、日本国外において船員となった者については、最初の航海においてその乗り組む船舶が国内の港に入港するときは、当該港に到着した後に申請すればよい。

2 船員として雇用されることを予約された者は、もよりの地方運輸局等の事務所に出頭して地方運輸局長等に船員手帳の交付を申請することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者が船員手帳の交付を申請する場合には、地方運輸局等の事務所に出頭することを要しない。

一 日本国外において船舶に乗り組む者（第1項ただし書の規定が適用される者を除く。）

二 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む外国人であって出入国に係る当該者の身分証明を希望しない者

三 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組まない外国人

4 有効な船員手帳を現に受有する者は、船員手帳の交付を申請することができない。

第29条 前条の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付して第12号書式による申請書を提出しなければならない。

- 一 船舶所有者の発行する船員としての雇用関係（雇用の予約を含む。）を証する書類

- 二 戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票の写しであつて、氏名、性別（前条第3項の規定により申請する者に限る。）、本籍及び生年月日を証するもの
- 三 申請の日前6月以内に撮影した自己の写真（縦5・5センチメートル、横4センチメートルの単独、無帽、かつ、正面上半身のもので台紙にはらないもの）2葉
- 2 外国人にあつては、前項第2号の書類の添附にかえて、外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく外国人登録証明書又は旅券を呈示し、かつ、氏名、国籍及び生年月日を証する当該国の領事官の証明書を添附しなければならない。
- 3 前条第3項第1号及び第2号に掲げる者（同項第1号に掲げる者にあつては、外国人に限る。）にあつては、前項の規定にかかわらず、同項の書類を提示し、かつ、添付することに代えて、氏名、性別、国籍及び生年月日を証する書類であつて権限のある機関が発行したもの（その写しを含む。）を添付することができる。
- 4 前条第3項第3号に掲げる者にあつては、第2項の規定にかかわらず、当該国の領事官の証明書を添付することを要せず、かつ、外国人登録証明書又は旅券を提示することに代えて、当該書類の写しを添付することができる。
- 5 地方運輸局長等は、前条第3項の規定により申請した者に船員手帳を交付しようとするときは、船員手帳の写真欄の右横に、当該船員手帳は出入国に係る当該者の身分証明を行うものではない旨の表示をするものとする。
- 6 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む難民（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第61条の2第3項の規定により難民認定証明書の交付を受けている外国人をいう。）にあつては、第2項の規定にかかわらず、当該国の領事官の証明書を添付することを要しない。この場合において、当該難民は、難民認定証明書を提示しなければならない。
- 7 第1項第2号の書類、第2項の領事官の証明書及び第3項の権限のある機関が発行した書類（その写しを含むものとし、有効期限があるものを除く。）は、提出の日前1年以内に作成されたものでなければならない。
- 8 指定市町村長に前条の申請をする場合において、その市町村に申請者の本籍地又は住所地があるときは、第1項第2号に掲げる書類は、添附することを要しない。

（未成年者の船員手帳の交付）

第30条 未成年者が第28条の申請をしようとするときは、前条の規定による外、左の事項を記載し、法定代理人の記名押印した書類を申請書に添附しなければならない。

- 一 未成年者の氏名及び本籍
- 二 船員となることを許可した旨
- 三 船員となることを許可した年月日
- 四 法定代理人の本籍及び住所並びに本人との続柄

(船員手帳の訂正等)

第31条 船員は、船員手帳に記載した本人の氏名又は本籍(外国人にあっては、国籍。以下本章において同じ。)に変更があったときは、遅滞なく、もよりの地方運輸局長等に船員手帳の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、その船員手帳及び訂正すべき事項を証する第29条第1項第2号の書類(外国人にあっては、同条第2項の領事官の証明書)を添付して第13号書式による申請書を提出しなければならない。ただし、同条第3項及び第4項に規定する外国人にあっては、同条第2項の領事官の証明書の添付に代えて、それぞれ同条第3項の権限のある機関が発行した書類(その写しを含む。)又は同条第4項の書類の写しを添付することができる。

3 第29条第5項から第8項までの規定は、第1項の申請について準用する。この場合において、同条第5項中「前条第3項の規定により」とあるのは「第31条第2項ただし書の規定により第29条第3項の権限のある機関が発行した書類(その写しを含む。)又は同条第4項の書類の写しを添付して」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。ただし、既に当該表示が付されている場合にあっては、この限りでない」と読み替えるものとする。

4 船員は、船員手帳の写真が本人であることを認め難くなった場合において、写真欄の右横に余白があるときは、第29条第1項第3号の写真2葉を添付して、写真のはり換えを申請しなければならない。

(船員手帳の再交付)

第32条 船員は、船員手帳が滅失し、若しくはき損したとき、又は船員手帳の写真が本人であることを認め難くなった場合において写真欄の右横に余白のないときは、遅滞なく、最寄りの地方運輸局長等の事務所に出席して地方運輸局長等にその再交付を申請しなければならない。ただし、日本国外にある船員については、再交付の申請の事由が生じた後最初の航海においてその乗り組む船舶が国内の港に入港するときは、当該港に到着した後に再交付又は第34条第6項の規定による書換えを申請すればよい。

第33条 第28条第3項及び第29条の規定は、前条の申請について準用する。この場合において、第28条第3項中「第1項ただし書」とあるのは「第32条ただし書」と、第29条第1項中「第12号書式」とあるのは「第14号書式」と読み替えるものとする。

2 現に雇入契約存続中の船員にあっては、第29条第1項第1号の書類に代えて、海員名簿を提示し、又は第15号書式による船長若しくは船舶所有者の証明書を添付しなければならない。

3 船員手帳がき損し、又は船員手帳の写真が本人であることを認め難くなったことにより再交付を申請しようとする者は、申請の際、もとの船員手帳を返還しなければならない。

4 雇用関係、氏名、性別、本籍又は生年月日がき損した船員手帳により明りようなときは、その明りようである事項を証する第29条又は第2項の書類を添付し、又は提示することを要しない。この場合においても、外国人(同条第5

項の表示が付されている船員手帳を受有する者を除く。次条第3項において同じ。)は、外国人登録証明書又は旅券を提示しなければならない。

- 5 船員手帳が滅失したことにより再交付を受けた者は、その後滅失した船員手帳を発見したときは、遅滞なく、これを地方運輸局長等に返還しなければならない。

(船員手帳の書換え)

第34条 船員は、船員手帳に余白がなくなったとき又は船員手帳の有効期間が経過したときは、遅滞なく、もよりの地方運輸局等の事務所に出頭して地方運輸局長等にその書換えを申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、船員は、船員手帳の有効期間が満了する日以前1年以内に最寄りの地方運輸局等の事務所に出頭して地方運輸局長等にその書換えを申請することができる。
- 3 第1項又は第2項の申請をしようとする者は、第29条第1項第3号の写真2葉を添付して第14号書式による申請書を提出しなければならない。この場合においては、もとの船員手帳を返還し、かつ、外国人にあっては、外国人登録証明書又は旅券を提示しなければならない。
- 4 第28条第3項及び第29条第5項の規定は、第1項及び第2項の申請について準用する。この場合において、第28条第3項中「前2項」とあるのは「第34条第1項及び第2項」と、「第1項ただし書の規定が適用される者」とあるのは「書換えの申請の事由が生じた後最初の航海において、その乗り組む船舶が国内の港に入港する者」と、第29条第5項中「前条第3項」とあるのは「第34条第4項において準用する第28条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前項の場合においては、第3項の規定にかかわらず、外国人登録証明書又は旅券を提示することを要しない。
- 6 第1項及び第2項に規定する場合のほか、第29条第5項の表示が付されている船員手帳を受有する船員は、出入国に係る当該者の身分証明を希望する場合には、最寄りの地方運輸局等の事務所に出頭して地方運輸局長等にその書換えを申請することができる。
- 7 前項の申請をしようとする者は、第29条第1項第2号の書類及び同項第3号の写真2葉を添付して第14号書式による申請書を提出し、かつ、もとの船員手帳を返還しなければならない。この場合においては、同条第2項及び第6項から第8項までの規定を準用する。

(船員手帳の有効期間)

第35条 船員手帳は、交付、再交付又は書換えを受けたときから10年間有効とする。ただし、航海中にその期間が経過したときは、その航海が終了するまで、なお有効とする。

- 2 外国人の受有する船員手帳にあっては、前項本文の有効期間は、5年とする。ただし、地方運輸局長が5年以内の期間を定めた場合においては、その期間とする。

(船員手帳の還付)

第36条 地方運輸局長等は、第33条第3項若しくは第5項又は第34条第3項若しくは第7項の規定により船員手帳の返還を受けた場合においては、これに無効の旨を表示し、本人に還付するものとする。

(船員手帳の返還)

第37条 他人の船員手帳を保管する者は、法第50条第2項の規定により船長が保管する場合を除き、本人の請求があつたときは、直ちにこれを返還しなければならない。

2 他人の船員手帳を保管する者は、船員手帳の受有者の所在が明らかでないため、これを本人に返還することができないときは、遅滞なく、その事由を記載した書類を添附して、もよりの地方運輸局長等に提出しなければならない。

(船員手帳の様式)

第38条 船員手帳の様式は、第16号書式による。

(船員手帳記載事項の証明)

第39条 船員又は船員であつた者は、船員手帳に記載されている事項であつて、雇入契約の成立等の届出又は第24条第1項の規定による証明を受けたものについて地方運輸局長の証明を申請することができる。

2 前項の証明を申請しようとする者は、地方運輸局の事務所において船員手帳を提示して第16号の2書式による申請書を提出しなければならない。

第5章 給料その他の報酬

(給料その他の報酬の支払方法)

第39条の2 船舶所有者は、船員の同意を得た場合には、給料その他の報酬の支払について当該船員が指定する銀行その他の金融機関に対する当該船員の預金又は貯金への振込みによることができる。

2 船舶所有者は、船員の同意を得た場合には、退職手当の支払について前項に規定する方法によるほか、次の方法によることができる。

一 銀行その他の金融機関によって振り出された当該銀行その他の金融機関を支払人とする小切手を当該船員に交付すること。

二 銀行その他の金融機関が支払保証をした小切手を当該船員に交付すること。

3 地方公務員に関して法第53条第1項の規定が適用される場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「小切手」とあるのは、「小切手又は地方公共団体によって振り出された小切手」とする。

(定期払いを要しない報酬)

第40条 法第53条第2項の国土交通省令の定める報酬は、次に掲げる報酬以外の報酬とする。

一 給料(報酬が歩合によって支払われる場合は、法第58条第1項の一定額)

二 家族手当、職務手当、乗船を事由として支払われる報酬及び船舶、航海又は積荷の態様により支払われる報酬

三 前2号に掲げるもの以外の固定給(算定の基礎となる期間が1月をこえる

ものを除く。)

(傷病中の手当)

第41条 法第57条の国土交通省令の定める手当は、前条第2号及び第3号に掲げる報酬とする。

(報酬支払簿)

第42条 船舶所有者は、法第58条の2の規定により、第16号の3書式による報酬支払簿を作成し、主たる船員の労務管理の事務を行なう事務所に備え置かなければならない。ただし、報酬支払簿の様式については、同書式に掲げる事項を記載できる別様式のものとするができる。

2 報酬支払簿は、最後の記載をした日から3年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。

第6章 労働時間、休日及び定員

(基準労働期間)

第42条の2 法第60条第3項の国土交通省令で定める船舶の区分は、次の各号に掲げる船舶の区分とし、同項の国土交通省令で定める期間は、当該各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間とする。

一 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶(国内各港間のみを航海するものを除く。) 1年

二 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶であって国内各港間のみを航海するもの(次号に掲げるものを除く。)及び沿海区域を航行区域とする船舶(第4号に掲げるものを除く。) 9月

三 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶であって国内各港間のみを航海するもののうち定期航路事業(海上運送法第2条第3項に規定する定期航路事業をいう。以下同じ。)に従事するもの 6月

四 沿海区域を航行区域とする船舶であって国内各港間のみを航海するもののうち定期航路事業に従事するもの及び平水区域を航行区域とする船舶(次号に掲げるものを除く。) 3月

五 平水区域を航行区域とする総トン数700トン以上の船舶であって定期航路事業に従事するもの 1月

2 前項の期間の起算日は、次に掲げる日とする。

一 海員が船舶に乗り組む日(当該日がそれ以外の日を起算日とする基準労働期間内にある場合を除く。)

二 海員が船舶に乗り組んでいる間に基準労働期間が終了した場合にあっては、当該終了した日の翌日

3 前項の規定にかかわらず、就業規則その他これに準ずるものにより、あらかじめ基準労働期間の起算日及び基準労働期間内に与える休日(次条第1項の休日に限る。以下第42条の5第1項、第42条の11、第45条、第48条の2の2第3項、第48条の2の3第3項及び第48条の2の4第3項において同じ。)の日数が定められており、かつ、当該日数の休日を与えることによっ